

## 総務委員会会議録

日時 令和8年7月1日（水） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時51分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 石原 政信  
副委員長 久嶋 成美  
委員 卯月 政人 宮本 秀憲 長澤 健 小沢 栄一  
土橋 亨 白壁 賢一 菅野 幹子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 鈴木 孝二  
高度政策推進局次長（広聴広報監事務取扱） 岩間 勝宏  
政策調整グループ政策参事 古屋 明子  
高度政策企画イニシアチブ高度政策推進監 依田 清臣 秘書課長 清水 康太  
地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 勝俣 秀文  
水素戦略統轄官 斉藤 由美 新価値創造推進局長 羽田 勝也  
知事政策補佐官 宮崎 和也 新価値創造推進局次長 栗田 研二  
新事業チャレンジ推進課長 久保嶋 昌史 国際・水素戦略推進課長 石田 幸司  
DX課長 志村 賢子 統計調査課長 串田 良子  
富士山未来統括官 和泉 正剛 地域デザイン・新交通基盤推進局長 鎌田 秀一  
地域デザイン・新交通基盤推進局理事（次長事務取扱） 三井 幸治  
地域デザイン・新交通基盤推進局理事 五味 勇樹  
地域デザイン・新交通基盤推進局技監 内藤 浩史  
地域デザイン・新交通基盤推進局技監 吉野 一郎  
地域デザイン・リニア推進グループ地域デザイン・リニア推進監 瀧口 努  
山梨トラム推進グループ山梨トラム推進監 長沼 信  
地域・次世代交通推進グループ地域・次世代交通推進監 和多田 航希  
リニア整備推進グループリニア整備推進監 小池 満

人口減少危機対策本部事務局長 宮下 つかさ  
人口減少危機対策本部事務局次長（人口減少危機対策課長事務取扱） 小俣 滋  
総合県民支援局長 植村 武彦  
こども・次世代統括官（総合県民支援局理事兼職） 小澤 理恵

総合県民支援局理事 篠原 孝男 総合県民支援局次長 杉田 浩枝  
男女共同参画・多様性推進課長 柳澤 幸喜 総合県民企画室長 若野 宏美  
パスポート室長 雨宮 康 子育て・次世代サポート課長 小林 秀一  
こども福祉課長 依田 勇人 まなび支援課長 花輪 幾夫  
働く人・働き方支援課長 奈良 知也 県民生活支援課長 切刀 美奈子  
防災局長 眞田 健康 防災局理事 渡辺 一秀  
防災局次長 中嶋 正樹 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 矢野 久  
防災危機管理課長 村松 達也 総合防災政策室長 齋藤 宏太郎  
消防保安課長 浅川 豪  
労働委員会事務局長 成島 仁 労働委員会事務局次長 荻野 貴史

公安委員会委員 堀内 拓三 警察本部長 仲村 健二  
警務部長 柴田 純 生活安全部長 清水 高博 刑事部長 佐藤 充  
交通部長 内藤 智 警備部長 岡部 正彦 首席監察官 赤池 久人  
総務室長 所 紀久男 警察学校長 加藤 和弘  
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 小宮山 文貴  
刑事部参事官 渡邊 秀和 交通部参事官 渡邊 富士夫  
警備部参事官 遠藤 紀明 会計課長 海野 洋士 組織犯罪対策課長 長畑 隆則  
交通規制課長 戸澤 智和 運転免許課長 福島 直樹 地域課長 廣瀬 忍  
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 警備第二課長 石原 政則

総務部長 関口 龍海 総務部理事（職員研修室長事務取扱） 中村 隆宏  
総務部次長（人事課長事務取扱） 堀内 由加子 財政課長 有須田 遥華  
市町村振興課長 小泉 友則 財政企画室長 山田 幸雄  
行政法務課長 矢ノ下 健司 職場環境マネジメント課長 入倉 俊幸  
税務課長 水口 純一 資産高度利用推進課長 藤森 淳  
職員厚生課長 井上 真由美 北富士演習場対策課長 大谷 和生  
会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 森山 和紀  
管理課長 堀内 和洋 工事検査課長 手塚 正昭  
人事委員会事務局長 細田 尚子 人事委員会事務局次長 武井 紀人  
監査委員事務局長 山岸 ゆり 監査委員事務局次長 村田 勝秀  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 丸山 孝

#### 議題（付託案件）

- 第67号 山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例制定の件
- 第69号 山梨県職員旅費条例中改正の件
- 第70号 山梨県県税条例中改正の件
- 第71号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第72号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等中改正の件

- 第74号 山梨県暴力団排除条例中改正の件
- 第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 承第2号 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例中改正の件

請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

請願第8－3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第8－3号については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、高度政策推進局、新価値創造推進局、地域デザイン・新交通基盤推進局関係、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、警察本部関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時17分まで高度政策推進局、新価値創造推進局、地域デザイン・新交通基盤推進局関係、休憩を挟み、午後1時から午後3時12分まで、途中、午後2時32分から午後2時39分まで休憩を挟み、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩を挟み、午後3時26分から午後3時41分まで警察本部関係、休憩を挟み、最後に午後3時54分から午後4時51分まで総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 高度政策推進局、新価値創造推進局、地域デザイン・新交通基盤推進局関係

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（インド友好交流推進事業費について）

土橋委員 国際・水素戦略推進課の国際交流事業費について伺います。

今回、9,951万円余という金額のうち、インド友好交流推進事業費が8,728

万4,000円と出ていますが、どのようなことに使用するのかを教えてください。

石田国際・水素戦略推進課長　今回要求している予算の内訳でございますが、まず一番大きな部分として、中央政府との会談を行うための会場経費が約3,500万円となっております。

今回、インドへの訪問を行うに当たりまして、青少年、企業交流、水素、それから人材獲得など、分野が多岐にわたっております。このような分野での交流を着実にを行うために、県の職員の体制も強化したところでございますので、県の職員の旅費にかかる部分として、4,441万円が計上されております。

今回、8月に訪問団を派遣する予定でございますが、訪問団の派遣に先立ちまして、ウッタル・プラデーシュ州政府、それからインド中央政府との事前協議を行う必要がございますので、その事前協議のための渡航費として約700万円を計上しております。

土橋委員　金額としてはかなり大きく、過去には一度もこのようなことはなかったと思いますが、どうですか。

石田国際・水素戦略推進課長　これまでの訪問団の派遣につきましては、交流先にもよりますけれども、大体10名前後の訪問団で行ってございましたが、今回、山梨県からは48名体制で、民間からの参加は150名を超えておりますので、訪問団全体では200名を超える規模となります。

過去には、この規模で交流事業を実施したことはございませんので、非常に大きな規模となっております。

土橋委員　金額のことだけを言っているわけではないですが、県民の税金を使って行う事業ですので、それなりの結果が出ないと、何をしていたんだということになると思いますし、議会としてもそれを認めたということになれば、何をしているのかという話になると思います。

議会の補正予算では3,000万円余を計上しており、17人ぐらいの派遣ということですが、今までの派遣人数について全部調べたところ、6人や7人で行っているケースが何回もあり、最大でも10名が2回あるだけです。議長1名だけで行くこともありましたが、17名でインドに行くと、執行部の予算を含めて1億1,800万円ぐらいの金額になってきます。

この時期に1億1,000万円を使用するのは、本当にいかななものかとすごく感じたので、もう少し聞かせていただきたいと思います。

会場を用意するのに3,500万円というのはとんでもない会場だと思いますが、山梨県には3,500万円も必要な会場はありません。

子供や商工会の人たちを連れていくという話ですが、無料で連れていくのですか。

石田国際・水素戦略推進課長　まず、会場費の件についてお答えいたします。

今回計上している会場費につきましては、インド中央政府の要人との会談を実施する

ために必要な会場確保のための経費になっております。こちらにつきましては、インド政府から求められる厳格な警備、安全対策や動線管理などの要件を満たす会場が指定されておりますので、今回、中央政府との要人との会談を行うために必要な経費ということで計上させていただいております。

2点目につきましては、青少年交流の件ですが、青少年交流の参加者につきましても幅がございます。今回、ウッタル・プラデーシュ州政府から、日本の若者とぜひ交流をしたいという強い要望が寄せられたため、県の事業として、公費で少数の高校生のグループを作ったところですが、参加希望が多かったということもあり、私費で参加する枠も拡大して訪問団を構成したところです。そのため、公費で参加する方と、私費で参加する方が混在する高校生の訪問団構成となっております。

土橋委員            公費で派遣する方と、私費で参加する方がそれぞれ何人かを教えてください。

石田国際・水素戦略推進課長   公費で派遣する高校生は8名です。私費で参加する高校生は5名となっております。

土橋委員            公費で派遣する方は8名ということですが、8名の派遣に要する経費は大体どのくらいになりますか。

石田国際・水素戦略推進課長   高校生の派遣につきましては、1人当たりおよそ40万円程度と見積もっております。

土橋委員            40万円ということであれば、合計で320万円ぐらいということですね。  
民間で参加する方たちが150人ということですが、その方たちは自費で参加するのですか。

石田国際・水素戦略推進課長   民間企業の参加につきましては、ビジネスチャンスの拡大ということになりますので、全て自費での参加になります。

土橋委員            議会の予算を含めると1億1,800万円ということで、本当にすごい金額だと感じます。

過去のベトナムへの友好訪問では、議員6人で伺っており、その際の金額を調べても、大体1,000万円から2,000万円台だったのですが、その10倍ぐらいの金額を使用して今回の事業を行うのに、まだ事業内容をよく分かっていません。説明も何も受けていません。伺って何をやるのだということだけでも、そこまでする必要があるのかを検討する機会も、我々はまだもらっていません。今回、それを初めて検討する委員会になります。

金額として3,500万円もかけて行う会場を用意するということですが、要人はどのような方たちで、渡航した議員全員がそれに参加するということになるのでしょうか。

石田国際・水素戦略推進課長 まず一番大きなところといたしまして、金額の大きさを御指摘いただいたところでございます。金額につきましては、先ほど申し上げたとおり、これまでの交流事業の数倍の規模で行っているのです、必要な経費が大きくなっているということが大前提としてございます。

そしてもう1点、ここで改めて申し上げておきたいのが、インドはかなり特殊な社会でございます、民間のビジネスをするにも、人と人のつながりがものを言う社会であります。新しいビジネスを行う前には、まず政府間同士の信用力で握手をしてから、民間のビジネスが入っていくという流れが、ほかの国に比べてもかなり強い国となっております。

今回の訪問団につきましては、水素をはじめとして、山梨県内の各分野の産業の民間企業の皆様に御参加いただくことになっております。

ウッタール・プラデーシュ州政府、それから山梨県とともに、県議会の皆様も含めて、県と州でまず信頼関係をしっかりとつくった上で、民間ビジネスに橋渡しをしていこうというのが先方の願いでもありますので、今回はかなり大規模な訪問団の編成になったという経緯でございます。

そして、費用につきましては、今回の予算は最大で見積もっております。

最大の予算というのはどのようなことかと申し上げますと、これだけの訪問団が参加するためには、飛行機の座席を確保しなければならないので、見積りは正規の料金で取っております。

御存じのとおり、飛行機は正規の料金で取るとかなりの高額になるものでございますが、これまでの交流事業でも、予算は正規で取ったとしても、執行の段階では6割から7割ぐらいに金額が圧縮されておりますので、今回も予算は正規で取っております。

この正規で取った予算を、執行の段階で縮減していくように努めていきたいと思っております。

これは会場費についても同じでございます、県とウッタール・プラデーシュ州政府、インド中央政府で、今、会場費の負担割合の協議を行っておりますので、こちらの予算も最大限で見積もってはおりますが、適正な執行となるように県としても努めてまいりたいと思っております。

最後に、インドの要人との会談につきましては、まだ具体的に名前を申し上げられる段階ではありませんが、インド中央政府の大臣、首相クラスの方との会談を予定しております、会談に向けた準備を進めているところでございます。

この会談につきましては、先ほど申し上げましたように、県の執行部だけではなくて、県議会の皆様と一緒に会談を行うことによって、ウッタール・プラデーシュ州政府と山梨県が組織として信頼関係をつくったという構図を作り上げていきたいと考えているところでございます。

土橋委員

大きな予算額であることから質問をさせてもらっていますが、内容的には正規の料金で計算をしているだけであり、執行する際に6割になると、かなり金額も下がってきます。

インドだけを調べてみると、今年の予算は5、000万円余、去年は2、000万円余ということで、既にいろいろな事業を行っていると思います。

私は貴金属関係の仕事をしており、インドから多くのダイヤを山梨県に輸出しているインド人の方を大勢知っておりますが、それほど難しい話はなく、あそこのマンションに住んでいる人はみんなインド人であると言われるほど、大勢の人たちが来て商売を継続しています。私もインドから注文をもらって指輪を作ったりしており、既にインド人と事業を行っているところがたくさんあります。

今回、大きな金額を使用して訪問するとなると、成功してもらわなければ困ります。

既に5、000万円や2、000万円を使用して、いろいろな準備をしているということなので、トータルではかなりの金額になります。

成功すればそれ以上の利益が出るという試算のもとに行っていると思いますが、しっかりやらないといけないと思っています。

議会事務局が説明員にいませんが、議員が17人で参加するというのもいかなものかと思っています。知らない間に17人になっていますが、観光旅行ではないのだから、17人も参加する必要があるのかと思っています。それも3、000万円余の予算を計上しているので、これも含めて今回の質問にさせてもらいました。

まだ完全に納得したわけではありませんが、一応説明だけは今回聞きました。

石田国際・水素戦略推進課長 宝石の分野につきましては、かなりビジネスが進んでいるという御指摘もございましたが、宝石はかなり取組の蓄積が多い分野でございます。

今回、私たち訪問団が取り組もうと思っているのは、まさにITや水素をはじめとした、これまで山梨県の企業がなかなかインドと接点がなかった新しい産業で交流を始めたいというところですので、やはり初めて交流を進める分野においては、信頼できるパートナー、信頼できる企業と握手をすることが非常に重要となっております。県としても、しっかりとした体制で臨むことを想定して予算を計上したところでございます。

菅野委員 私からも、インド友好交流推進事業費について何点かお伺いします。

まずは、先ほど高校生の派遣費用については1人当たり40万円程度というお話がありましたけれども、こちらについては参加する方1人当たり全て同じぐらいの金額なのか、お伺いします。

石田国際・水素戦略推進課長 公費で高校生を派遣する参加費につきましては、全て同じ金額となっております。

菅野委員 今回の交流事業は、参加する全ての皆さんについて、何泊の行程で1人当たりの単価が幾らになるのか教えてください。

石田国際・水素戦略推進課長 全体行程といたしましては、5泊7日を想定しておりまして、1人当たりの旅費につきましては、40万円から50万円の中で想定しているところでござい

す。

菅野委員 参加する全ての皆さんが40万円から50万円ということですが、高校生、民間企業の方、県職員、知事まで含めて、大体同じ金額と思ってよろしいでしょうか。

石田国際・水素戦略推進課長 1人当たりの旅費としては、同じような金額を想定しております。

菅野委員 先ほど説明の中で、今回、県職員が大勢参加をするというお話がありました。旅費が4,441万円ということでしたが、県職員は何人参加をするのでしょうか。

石田国際・水素戦略推進課長 職員は48名の体制でございます。

菅野委員 民間企業からの参加者について伺います。  
民間からの参加者については、全て自費で参加をしていただくというお話でしたけれども、こちらに参加する企業の方たちは、どのように選定をされ、また何社ぐらいで、どのような企業の方が参加する想定なのか伺います。

石田国際・水素戦略推進課長 まず、参加企業の選定ですが、県で選定しているわけではなく、インドのビジネスに乗り出したい企業が、手を挙げて応募をしてきたという形になっております。

参加する企業の内訳ですが、製造業、情報通信業、金融機関、建設インフラ業、商社、観光・交通事業者、福祉・教育系、大学、メディア、経済団体となっております、トータルで150社を超えたところでございます。

菅野委員 こちらの事業については、全て旅行会社に委託をするということによろしいのでしょうか。

石田国際・水素戦略推進課長 委員御指摘のとおりでございます。

菅野委員 この費用の中に、事前協議の渡航費である700万円が含まれているとのお話でしたが、こちらについては、いつ、何人、何泊で、1人当たりどれぐらいの費用を想定しているのか伺います。

石田国際・水素戦略推進課長 事前渡航につきましては、5泊7日で5名を想定しております。

時期につきましては、7月12日から7月19日までの行程で、本体の訪問団派遣と同じ行程をたどって、インド中央政府、そしてウッタル・プラデーシュ州政府との協議を行ってまいりたいと思っております。

菅野委員 1人当たりの単価も伺いたいです。

石田国際・水素戦略推進課長 こちらも、航空券の最大の見積りで計算しておりまして、1人当たりの単価につきましては、約112万円になっております。ただ、これにつきましては、航空券だけではなく、現地で移動する車や現地で手配する通訳に要する費用も含めて計上しているところでございます。

菅野委員 先ほど1人当たりの旅費について、40万円から50万円ということでしたが、行程の中で様々な要人との会談などの機会が食事等を含めてあるかと思います。そのような費用についてはどのような扱いになりますか。全ての参加者について伺いたいです。

石田国際・水素戦略推進課長 旅費と申し上げたところには、基本的には航空券、宿泊費、食事代が含まれておりまして、通訳や移動、現地で行う事業の会場費は全て参加者の負担ではなく、県の事業として予算を計上しているところでございます。

菅野委員 では、今おっしゃった旅費以外の通訳の方や移動に関わる費用、それから会場費等については、総額幾らになりますか。

石田国際・水素戦略推進課長 今回の移動車につきましては380万円程度。通訳とガイドにつきましては250万円程度。そのほか、携帯電話を使うための接続機などの通信機器関連、それから、インド中央政府、ウッタル・プラデーシュ州政府に手ぶらで行くわけにもいきませんので、外交的な儀礼に従いまして、記念品の交換を行うための需用費としまして、合計で150万円程度になっております。

土橋委員 高校生について、公費で派遣する学生が8人で、自費で参加する学生が5人というのは、どのような仕分けで8人と5人になっているのか教えてください。

石田国際・水素戦略推進課長 今回、公費の枠として8名を用意したところですが、応募が非常に多かったため、選考から漏れた方に対して、私費で参加する扉を開いたところ、5名が私費でも構わないので参加したいということで、参加することになりました。

土橋委員 自費になると40万円から50万円を支払う必要がありますと言ったら、5名が名乗り出たということですか。

石田国際・水素戦略推進課長 委員御指摘のとおりでございます。

白壁委員 インドには、3回ぐらい行ったことがあります。  
二十四、五年前に100人規模で中国へ行き、そのときのことをふと思い出しました。その頃の中国はすごいところであり、これから中国と商売をすると、相当もうかるという話があったことを思い出しましたが、それをインドに代えてみると、インドはヒンズー教とイスラム教が戦っていて、国がパキスタンと分かれており、カースト制度とい

う身分制度もあり、なかなかインドというのは難しい国である。

20年ほど前にインドに行ったときには、まだ相当後進国であり、表の道路は舗装だけれども、1歩中に入ると泥の道で、雨が降ると靴がぐしゃぐしゃになります。食事をしようするとカレーだけであり、あまりいいイメージがありませんでした。人口は中国を抜き、GDPも日本とあまり変わらない。

相当気をつけなければならない国であり、いろいろな取引や商売をさせてもらったりしましたが、いわゆるバックマージンのようなものにすごく気をつけなければならないというのは、今でも同じである。

そのような国との取引を、公のお金を使って公の機関が多くの人員で行くとなると、相当な成果を上げなければならないので、相当気をつけなければならないところが出てくると思います。

質問になるけれども、普通は、旅行会社が幾つかあり、その中でA社は幾ら、B社は幾ら、C社は幾らというように入札をします。先ほどから聞いていると、ざっくりとしたつかみの予算であり、価格が下がるか上がるかは分からないが、上がると増額補正をしなければならず面倒だから、アッパーのところで決めておき、全部が同じ金額になるわけではないということは、入札ではなかったということが明白になります。

その中の1社が航空券を手配し、ホテルを手配し、インドとの調整を行うということになってしまい、随意契約の範囲という捉え方になりますが、これは正しいですか。

石田国際・水素戦略推進課長 今回、旅行会社の選定につきましては、しっかりと入札で行いました。

ただ、旅費の8割が航空券を占めております。航空券については、今回、これだけ人数が多く、先に座席を確保する必要がありました。

座席の確保につきましては、旅行会社の差異はなく、全日空や日本航空の航空券の費用は全く同じになっております。

その航空券以外のところでしっかりと差別化をして、入札を行っておりますので、入札により決まった旅行会社と順次調整をしているという形になっております。

白壁委員

航空会社はエア・インディアもあれば、国内の日本航空や全日空などがあります。この選定は別物として行い、ほかのものだけで入札をした結果、一番安かった旅行会社と契約をしたという捉え方でよいのか。

石田国際・水素戦略推進課長 航空会社につきましては、現在、日本とインドを結んでいる航空会社は3社しかございません。これだけの人数であり、その3社の座席をほぼ全て確保しないと、今回の訪問団を派遣することができませんでしたので、まず、県と航空会社で、必要な座席を全て押さえたというのが第一です。

座席を押さえるに当たって、かかった経費を織り込んで入札をしていただく形になります。非常に単純に申し上げますと、航空会社が3社あったとして、1つの便の座席を全部押さえるのに、仮に100円かかったとすると、その3社全部の座席を押さえるには300円かかるという条件で、各旅行会社が、そのほかのホテルや食事の経費を見積

もって入札をしていただいたという経緯になっております。

白壁委員 航空会社は航空会社として別物で行っているから、決して間違っていないということですか。それは方法なので、結果的には減額補正になるということであればおかしい話になります。増額補正させるわけにはいかないのです。

先ほど言われていたP2Gを売り込み、観光会社の方たちも来るということですが、現在、インドの1人当たりのGDPは何ドルぐらいになっていますか。

石田国際・水素戦略推進課長 1人当たりのGDPのデータはすぐ調べて報告いたします。

白壁委員 旅行に行くことができるGDPになっていますか。

石田国際・水素戦略推進課長 現在、インドの方が日本に旅行に訪れている人数は、まだ年間17万人で非常に少ないボリュームです。そのうち山梨県に泊まってくださっている方は5,000人程度です。

ただ、インドの方の1人当たりの観光消費額は25万円ということで、中国、韓国の18万円を大きく上回る消費力を持っているということが報告されております。

インド1人当たりのGDPは米ドルで2,700ドルです。こちらの水準は、山梨県が10年前ぐらいにインドネシアのインバウンドを取り込むために取組を始めたときと、構造は酷似しておりまして、当時のインドネシアはGDPが右肩上がりであって、インドネシア内で海外旅行が普通の娯楽になっていた時期です。

その時期に併せて、山梨県もインドネシア人の宿泊客が2,000人から現在の3万人まで伸びたという流れを踏まえて、今回のインドにつきましても、海外旅行が普通の娯楽になりつつあるフェーズに入っておりますので、現在の5,000人の宿泊客が山梨県内でも数万人に伸ばせるのではないかと想定をして、観光事業者が現地に行って、インバウンドの取り込みに取り組みたいという形になっているところでございます。

白壁委員 観光のことを聞きましたが、まず一つが段階的に言うと、自転車からバイクになり、バイクから車になり、車から海外に出るとというのが、1人当たりのGDPのデータで出ています。米ドルでこのくらい水準だと海外旅行をするということが出ています。

自動車関係の方は県内にいないけれども、その関係の方は一緒に行くのですか。

石田国際・水素戦略推進課長 御指摘のとおり、現地の自動車会社に部材を供給するメーカーとして、今回、山梨県内の企業も訪問団に参加して現地に行く予定でございます。

白壁委員 みんなはP2Gの関係だと思っていますが、いろいろな職種が行くのですね。  
例えば、果樹などいろいろあると思いますが、どのようなことを一番売り込もうとしていますか。

石田国際・水素戦略推進課長 まず、産業別に申し上げますと、県で今一番力を入れたいのやはり水素産業になっております。

2番目に大きなファクターとしましては、水素産業に限らず、高度人材の獲得に乗り出したいという山梨県内の企業が非常に多く、インド人を実際に雇用したいというニーズが非常に高くなっております。

白壁委員 下調べをしていると思いますが、マクドナルドの商品1つ当たりの価格はどのぐらいですか。

石田国際・水素戦略推進課長 現地のマクドナルドでは、日本円にすると450円から500円ぐらいになっております。

白壁委員 経済価値的に言うと、日本とそこまで変わりません。

この方たちが国を越えて、例えば介護や医療など、どのような関係かは分かりませんが、日本に入ってくるときに、それだけの魅力がそのときにはあるのでしょうか。

あとは技術の関係もありますが、気をつけなければならないのは、そのようなところもあります。

身の丈に合ったということをよく言いますが、大風呂敷を広げれば、なかなか難しいところも出てくるので、身の丈に合ったものをしっかりと推し進める必要があります。けれども挑戦をしなければ衰退してしまいます。

皆さんが払っていただいている税金でもあり、我々も払っている税金でもあるので、挑戦はしつつ、いろいろな情報を駆使しながら、危険を回避する必要があります。

補助金を受けているのかは分かりませんが、この事業は県単事業ですよね。何年ぶりの海外訪問かは分かりませんが、今回は一緒にインドに行きたいと思っておりますので、ぜひ効果を出していただきたいと思います。決意をお願いします。

石田国際・水素戦略推進課長 インドは確かに経済水準も上がっていて、山梨県を労働環境として魅力的に捉えていただけるかという御指摘がございましたが、インドにつきましては、確かに所得が上がっていることは事実でございますが、大学を卒業する人数に対して働く場所が非常に少ないということが、大きな社会問題となっております。

インドの学生の中でも、アメリカや日本で働きたいということは、非常に大きなニーズになっておりますので、山梨県にとっても十分に訴求できる労働環境なのではないかと想定しているところでございます。

白壁委員 1点、少し気をつけてもらいたいのは、インドは中立的な国ではありますが、どちらかというとロシア側である。原油の関係もロシアから買っています。それに頭に來たのがトランプ大統領です。

だから今、インドではアメリカに対する輸出が、急激に下がっています。今度はその代わりに日本を狙ってきている可能性もあります。資本主義だけれども、共産主義的な

発想もあります。

だから、そのようなところをしっかりと気をつけないといけません。

最後に決意をお願いします。

石田国際・水素戦略推進課長　なかなか一筋縄ではいかない社会であることも認識しております。県といたしましても、最大限の成果を出すべく努力をしながらも、そのようなリスクにも注意を払って、この事業を慎重に進めていきたいと思っております。

卯月委員　皆様から質問がありましたけれども、私も新の2ページ、インド友好交流推進事業費についてお聞きしたいと思います。

私自身が、山梨県日印友好議員連盟の会長を務めておりまして、これまで様々なイベントにも参加をさせていただきましたけれども、近年インドは著しい経済成長を遂げるとともに、世界的にも存在を高めておりまして、本県にとっても、経済、観光、人材、教育など幅広い分野で、交流を深めるにはますます大きくなっていると感じております。

今回の訪問には、我々県議会をはじめ、経済界や関係機関などの様々な分野から参加されると伺っておりまして、インドとの交流に対する関心や期待の高まりを実感しているところであります。

そこで今回の訪問団は、先ほどの質問にもありましたけれども、現地において、どのような活動を予定していて、また本県にとってどのような効果があるのか、お伺いをまずしたいと思います。

石田国際・水素戦略推進課長　今回の訪問団は、県内外の企業・経済界、高校生など幅広い主体の参加を得て、200名を超える規模で訪問することとしております。

現地では、経済・人材分野での連携強化に向けたインド中央政府及びウッタル・プラデーシュ州政府要人との協議をはじめ、企業間交流、それから高度人材確保に向けた送り出し機関や大学とのネットワーク形成、そして本県P2G技術のインド展開に向けた実務協議、観光事業者との商談、学校訪問による青少年交流などを行う予定でございます。

これらの活動を通じて、県内企業の販路拡大、人材確保、投資促進、さらには本県の観光振興や、水素技術の海外展開など、具体的な成果に結びつけていきたいと考えております。

卯月委員　成果としての販路の拡大や、人材、観光、水素、もろもろの理解ができました。また、今回の訪問につきましては、当初の計画と比較して、事業内容が拡充されるとともに、訪問団の規模や構成も、先ほどの質問にもありましたが、大きく広がっていると承知をしております。

特に県内関係者にとどまらず、県外からの参加者も見込まれ、さらには多くの経済団体や幅広い業種の方々が参加されると伺っております。

このことは、インドとの交流に対する関心が、県内だけではなく、広域的に広がって

いることを示すものであり、山梨県がインドとの交流において、地方自治体の中でも全国をリードしていく大変重要な取組であると考えております。

また、報道では、高市総理が7月1日からインドを訪問し、日印首脳会議におきまして、半導体や重要鉱物などの経済安全保障に関わる分野での協力を進める方向であるとされております。

国においても、インドとの関係強化は極めて重要な政策課題として位置づけているものと受け止めております。

こうした国の動きに歩調を合わせながら、本県が先駆的にインドとの交流を推進していくことは、経済、観光、人材交流をはじめとしまして、将来の県政発展に大きくつながるものと期待をしております。

そこで、事業内容が拡充されるに至った経緯や背景について伺います。

また、そのことが訪問団の規模や構成にどのように反映されたのか、併せてお聞きしたいと思います。

石田国際・水素戦略推進課長 今回の訪問事業につきましては、今年の2月、ウッタル・プラデーシュ州からヨギ首相が来県したことを契機に、ウッタル・プラデーシュ州政府とかなり具体的な協議を重ねてまいりました。

その中で、ウッタル・プラデーシュ州政府側からもスタートアップを含めた企業間交流、それから介護人材を含め、高度人材の人材交流、インバウンド促進のための観光交流、さらには青少年交流など、幅広い分野で山梨県と連携したいという要請が寄せられたところでございます。

こうした幅広い交流につきましては、ウッタル・プラデーシュ州政府からの強い期待に応えるために、各分野での交流を効果的に実施する体制を組む必要が生じたものであるので、その結果として、訪問団の規模や構成が当初の想定よりも大きく広がったということになっております。

卯月委員 先方も山梨県との連携に期待を寄せてくれているということも分かりました。

それではもう一つ、今回の訪問団の派遣では、幅広い分野で様々な活動が予定されていると伺っております。

一方で、このような大規模な事業を実施するに当たっては、会場運営や警備体制の確保をはじめとして、様々な経費が必要になるとも認識をしております。

県民の皆様も事業費には高い関心を持っているものと考えていますが、今回の事業費の必要性や妥当性についてどのように考えているのかお聞かせください。

石田国際・水素戦略推進課長 今回計上している経費は、訪問団の規模が拡大したことに伴い、必要となる経費を現時点で最大限見込んだものとなっております。このうち、追加予算の約半分は、インド中央政府要人との会談を実施するための会場費でございます。こちらは、テロ対策をはじめとする厳格なセキュリティー基準への対応がインド中央政府から求められており、要人との会談を安全かつ円滑に実施するために必要な経費であると考えて

おります。

また、先ほど申し上げましたとおり、今回は水素、企業間交流、人材確保、観光など多岐にわたる分野で交流を実施する予定でございますので、会場をはじめとした設営、運営スタッフの配置、通訳、移動手段の確保など、効果的な事業実施に必要な経費も計上したところでございます。

一方で、委員御指摘のとおり、県民負担をできる限り抑えることは極めて重要だと私どもも認識しております。インド中央政府やウッタル・プラデーシュ州政府との協議を進める中で、会場費をはじめとする事業実施経費の減縮や負担割合の見直しについて、交渉を行っているところでございます。

今後も適正な支出の確保に努めてまいりたいと考えております。

卯月委員

今回の訪問団が、本県の経済や観光、人材交流などの幅広い分野におきまして、将来につながる重要な取組であるということを理解いたしました。

また、山梨県日印友好議員連盟の会長としても、今回の訪問は、県議会、経済界、関係機関が一体となって、インドとの交流をさらに発展させる重要な機会となり、今後の経済交流や人的交流など、本県の将来につながる大きな一歩になるものと期待をしております。

一方で、多額の予算を伴う事業である以上、執行部におかれましては、県民の皆様の理解が得られるように、引き続き適切な予算執行と効果的な事業運営に努めていただきたいと思います。そして、今回の訪問が本県の発展につながる具体的な成果として実を結ぶことを大いに期待したいと思います。

そのことにつきまして、最後にお答えください。

石田国際・水素戦略推進課長 今回の事業につきましては、私どもも山梨県の未来にとって大きなチャンスだと考えております。ただ、先ほどの委員の御指摘にもありましたとおり、チャンスだけではなく、インドとのビジネスについては多くのリスクも伴っているということも認識しておりますので、最大限の成果を確保すべく努力するとともに、しっかりと県民の皆様へ説明できるような形で事業を進めてまいりたいと思っております。

討論

菅野委員

インド友好交流推進事業費について、この時期にこのような多額の予算をかけて行う事業ではないと思います。

特に物価高騰が長引き、それから中東情勢の影響も受けて、県民の皆さんの生活は大変な状況になっており、今後どのように改善するのかも分からない状況であるという中では、県民の皆さんからの受け止めも厳しいものではないかと思ひますし、この金額は先ほどの質疑の中でも明らかになりましたけれども、これまで行った事業と比べても、人数や金額的にもかなり大規模であるということもあり、何よりこの多額の費用をかけるというところでは、県行政の範疇を超えていると思ひますので、反対です。

卯月委員       私は、第75号議案令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の立場から討論を申し上げます。

本予算案には、県内経済の活性化に向けた国際交流や地域交通の充実を図るための重要な取組が位置づけられております。

まず、インドとの関係強化では、グリーン水素技術をはじめ、人的交流や観光での交流など、多分野にわたる連携体制を具体化する段階に入っております。

また、ベトナムとの交流については、今後期待される日本産ブドウの輸出解禁やグリーン水素分野での協力に向けて、欠かせない取組でありまして、これらはいずれも県内経済の活性化に寄与するものであります。

地域交通に関しては、外国人観光客や高齢者等の移動手段の充実を図る予算等が計上されており、高齢化や担い手不足が進む地域課題に向けた重要な取組であると考えております。

以上の理由から、私は原案に賛成をいたします。

採決           採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

（富士トラムについて）

菅野委員       富士トラムについて、何点か伺いたいと思います。

まず、富士トラムの事業については、今年の2月議会の補正予算の中で、トラムについて、欧州製の車両導入等のための検討を行うということで、3,265万円余が計上されています。その後の検討状況についてお伺いをします。

次に、2月の総務委員会での質疑、答弁の中で、この調査対象とされた欧州製の車両については、日本で製造していない3車体連接タイプの車両を製造しているということ踏まえて、スイスのヘス社、ポーランドのソアリス社、スウェーデンのボルボ社の3社を想定しているということでしたけれども、その点について、その後変更等ありますでしょうか。間違いはないかお伺いします。

長沼山梨トラム推進監   2月議会で答弁した内容と変更ありません。

菅野委員       では、スイスのヘス社、ポーランドのソアリス社、スウェーデンのボルボ社について調査を進めているという理解で、質疑を続けます。

これら3社について、現在までにどのような調査を行ったのか、また、もしくは今後どのような調査を行う予定なのか、具体的に教えてください。

長沼山梨トラム推進監   現在、委託契約を変更して追加調査を実施しているところでございます。受託

業者におきまして、富士山への導入可能性について、協議や調査をしているところです。

菅野委員 具体的にどのような内容の調査を行っているのでしょうか。具体例を示して教えてください。

長沼山梨トラム推進監 現在、富士トラムの基本計画の策定にかかる調査を委託しておりまして、導入可能性についての調査になります。

調査の内容につきましては、富士トラムの想定車両が、富士山で来訪者コントロールができるかどうかという観点、その場合に法的に適合可能かどうか、あとは、基本計画全体になりますけれども、必要な施設の調査、それにどのような経費がかかるのか、収支の概算などを調査しておりまして、基本計画の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

菅野委員 今、御答弁いただいた内容としては、トラム自体の基本計画の中身についての調査だと思いますけれども、私がお伺いしたのは、欧州製の車両を導入するに当たっての検討を行うと答弁をされたことに対して、その3社についてどのような調査を行っているのか、また、行う予定なのか、いわゆる車両の調査についてお伺いしました。

3社それぞれに対して、例えば聞き取りの実施、もしくは現地での実際の確認などの調査は行っていないということでしょうか。その辺をお答えください。

長沼山梨トラム推進監 調査は受託業者の東急株式会社において実施しておりますけれども、現地での調査や現地での協議を含めて行っているところではあります。

菅野委員 詳しい調査内容を、ぜひお示しいただきたいと思います。

この3社について、私は現地には行けませんので、ホームページ等で確認をしましたが、この3社はいずれもバス、あるいはバスシステムの会社ということでした。それぞれ、2連結や3連結のバスの製造、販売はされているようでしたが、路面電車型ではないという印象を受けました。

この3社で扱われている車両について、県が想定している機能などがない場合、今後、必要な技術開発等を求めるお考えなのか伺います。

長沼山梨トラム推進監 調査企業の選定に当たっては、来訪者コントロールのための中量輸送ができるかどうかというところでスクリーニングしておりまして、その3社を調査しているところでございます。

委員のおっしゃるとおり、バス系の車体になりますので、それによって富士スバルラインにおいて導入可能かどうか、必要な場合の改造などができるかどうか、改造などがない場合は、どのように法律に適合させていくのかも検討しているところでございます。

菅野委員 必要な機能等については、技術開発を求めるということで、今、進めていらっしゃる

と理解をしました。

この3社が提供している連結バスに、実際は置き換えるということについては検討するのでしょうか。

長沼山梨トラム推進監 過年度の導入可能性調査におきまして、中国製のARTが最適であるという結論は一旦出しておりまして、そのART想定で現在基本計画の策定を進めていたところでございますが、昨年度来の対中関係の変化に応じまして、今、追加的にヨーロッパ製の車両も調査しているところでございます。

よって、まだ、欧州製車両と決めたわけでもございませんし、その辺りは総合的に勘案して、基本計画の中で示してまいりたいと考えております。

菅野委員 最新のふれあいやホームページ上でも双方向運転ができますと宣伝をしていますが、その3社については、いずれも双方向運転はできない車両のように見えたのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

長沼山梨トラム推進監 先ほど申し上げたとおりでございますが、今のところ最適と考えているのは中国製ARTになりまして、情勢の変化も踏まえた追加的調査をしているところでございます。

災害時の対応など考えますと、双方向運転がいいことには間違いないと思います。ただ、それ以外の要素もございますので、そのような場合の対策も含めて総合的に考え、想定車両を示してまいりたいと考えております。今のところはまだ決まっております。

菅野委員 双方向運転についても、まだ現段階ではあくまでも県の想定範囲であるということだと思います。

あと、最適と考えているのはARTという答弁がございましたけれども、あと一点、私がとても気になったのは、もし本当に海外メーカーの車を輸入となった場合、海外メーカーでは左ハンドル車だと思いますが、特にバスについては乗降口を右側にするのか左側にするのか、乗降口の変更がかなり難しいという情報もありました。

ヨーロッパ製のバスの輸入は、そのような点から言っても変更がかなり難しく、大量に発注があるなどの必要性がなければ、そのような変更を技術的に行うことが厳しいのではないかと思いますので、欧州製のバスの輸入については、現時点で難しいのではないかと思います。その点についての認識をお伺いします。

長沼山梨トラム推進監 ヨーロッパの企業の細かい調査内容については明らかにできませんが、現在調査中ではありながら、3社からは、もともとできないというお答えはいただいていないと聞いておりまして、改造等も含めて、今後、受託者の協議結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

菅野委員 今の答弁で1点確認ですが、バスの乗降口の変更について、現時点ではそれは難しい

のでできないという回答はないということですか。検討してみるという状況と捉えていいのでしょうか。

長沼山梨トラム推進監 原則的には、受託者の東急株式会社において、導入可能性について調査、検討していただいておりますので、その結果につきましては、基本計画の中で明らかにしてまいりたいと考えております。具体的にそこまでの確認はまだ取れておりません。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第67号 山梨県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例制定の件

質疑

菅野委員 条例の内容について何点か伺います。

(1)の、従うべき基準の具体例として、児童対象性暴力等の防止、職員の一般的要件とありますが、それぞれ具体的にどのような内容を指しているのか伺います。

依田こども福祉課長 まず、児童対象性暴力等の防止についてですが、第7条になりますけれども、一時保護委託者につきましては、こども性暴力防止法に基づきまして、業務従事者の犯罪歴の確認など、性暴力を防止するための措置を講じなければならないという規定でございます。

次に、職員の一般的要件についてですが、第13条になりますけれども、登録一時保護委託者につきましては、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有して、豊かな人間性と倫理観を備え、熱意を持って業務を行う者というような一般的な要件を規定しているものでございます。

菅野委員 それでは、1点ずつ伺いますが、第7条の、その従事者等の犯罪歴の確認等の措置とは、どのようにこのような事項を確認するのでしょうか。方法等を具体的にお示ください。

依田こども福祉課長 こども家庭庁にこども性暴力防止法関連システムというものがございまして、このシステムを利用して確認等をしていく予定でおります。

菅野委員 では同様に、職員の一般的要件について、第13条の施設従事者に関する確認事項については、どのように確認をされるのでしょうか。

依田こども福祉課長 こちらの登録につきましては、県で登録をいたしますので、申請に基づいて、適宜、職員の要件についてももしっかり確認をしてまいりたいと思います。

菅野委員 双方に関係することですけれども、それぞれ個別のかなりプライベートな事情まで確認するようなこともあろうかと思いますが、そのような情報の管理について、どのように扱われるのか伺います。

依田こども福祉課長 個人情報等もございますので、しっかりと情報管理を徹底して、基準を適正に把握して管理していくことになると思っております。

菅野委員 施設の利用者にとっても、施設の職員側にとっても、個々の情報については適正に管理をされることが大前提だと思います。その条例の内容をしかるべき基準や具体例というところで確認をさせていただきましたけれども、情報が適切に管理をされ、適切に対応されるということを前提に、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

依田こども福祉課長 適正に執行することに努めていきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第72号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等改正の件

質疑

菅野委員 条例改正の内容等について、何点か確認をさせていただきます。  
まず、条例改正の内容の（１）ですが、設置者に対し、児童対象性暴力等の防止及び児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務づけるということで、何らかの調査や確認を行い、情報を集めるということだと思いますけれども、これについて具体的にどのように取り扱うのか伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 情報に関しましては、犯罪履歴の確認につきまして、先ほど、こども福祉課長が答弁いたしましたシステムを使いまして、事業の実施者がこども家庭庁を通して、法務省に確認するということになっております。

菅野委員 情報の取扱いについては、先ほども確認させていただいたとおり、適正に扱われるものと判断をして差し支えないと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 そのとおりでございます。

菅野委員 その前提で、ぜひ、適正に取り扱っていただきたいと思います。

条例改正の内容の（２）ですけれども、職員の配置に関してです。

これは、必要な保育士が配置された上に、プラスアルファで新たに理学療法士等を配置するという意味ではなく、保育士の数の１人として、新たに理学療法士を保育士に代えて、保育士１人とカウントできるようにするという改正の中身であるという理解でよろしいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 委員のおっしゃるとおり、保育士等に代わりまして配置ができるということでございます。

菅野委員 これまでも保育士に代えて配置できる職員としては、保健師や看護師、准看護師の方等も、そのケースによってみなされてきたと思いますけれども、それと同じように、今回、新たに理学療法士等の資格を持った方が保育士とみなされるという状況になるということで、同じような対応になるという理解でよろしいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 従前の保健師、看護師等と同様に扱われるということになります。

#### 討論

菅野委員 条例改正の中身に関して、今の質疑でも明らかになりましたが、新たに保育士とみなす方を理学療法士等とするというところについて、賛成できかねるので討論をいたします。

基本的には、保育の専門性を有した保育士を、適正な数で配置するというのが大前提だと思います。その上で、必要に応じて、理学療法士や看護師等も含め、そのような方が配置されるということであれば、対応する職員側が増えるという点でよいことかと思われましても、保育士の数を減らし、そこに代わりの資格を持つ方を配置するという点では同意ができませんので、反対をします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

#### 質疑

（ケアラー伴走支援体制整備事業費について）

小沢委員 課別説明書、県民7ページ、マル新のケアラー伴走支援体制整備事業費について伺います。

高齢化社会の進展により、介護を必要とする方々が今後増加していくこと等に伴いまして、介護を支えるケアラーの方も増加していくことが見込まれます。

介護離職ゼロ社会の実現に向けて、こうしたケアラーへの支援が欠かせないものであり、県として一層取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、幾つか伺います。

まず、県ではこれまでもケアラー支援に取り組んでおり、様々な事業を展開しております。

今回、新たに24時間365日、いつでも相談できる伴走支援体制を整備するとのことですが、まずこの事業の狙いについて伺いいたします。

奈良働く人・働き方支援課長 介護は突然始まり、全く準備ができていない中で、様々な対応に追われるケースも多いのが実情であります。

ケアラーの負担が急激に増大する介護発生直後に、いかに適切な支援につながれるかが、その後の生活や就業に大きく影響してくると思います。

この事業により、介護発生直後のケアラーに寄り添い、適切な支援機関や支援サービスにつなげることで、ケアラーの負担を軽減し、就業の継続や介護離職の防止を図ってまいりたいと考えております。

小沢委員 次に、具体的な事業内容についてですが、ワークサポートケアマネジャーとはどのような人材なのか、また、その相談窓口相談すればどのような対応をしてくれるのか、併せて伺いいたします。

奈良働く人・働き方支援課長 ワークサポートケアマネジャーは、日本介護支援専門員協会が認定する資格であります。

介護に精通するケアマネジャーとしての資格、知見に加えて、介護と仕事の両立に関する知見も有する専門人材となります。

相談窓口においては、状況や困りごとを丁寧に聞き取り、活用可能な支援を案内するだけではなく、利用に向けた手配まで行いたいと考えております。

ケアラー一人一人の状況に応じて、支援機関や支援サービスにしっかりとつなぐというところを重視していきます。

介護発生の初期から介護体制が構築されて状況が落ち着くまで、ケアラーからの様々な相談に対応する、きめ細かな伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

小沢委員 次に、効果検証会議開催費を予算計上しておりますが、どのような目的の会議なのか伺いいたします。

奈良働く人・働き方支援課長 この取組は全国でも例を見ないものであります。

多岐にわたる相談に備えて、これから様々なシミュレーションを行いながら準備を進めていく予定ではありますが、実際の事業の開始後には、想定していない相談や、運用

上の課題なども出てくるものと思われます。

事業開始後の適切な時期に、運営の検証を早めに行い、必要な改善を重ねていく必要があると考えております。

実施主体の県介護支援専門員協会に加え、市町村や支援機関、民間のサービス事業者などから、異なる視点からの様々な意見や提案をいただくことで、よりよいサービスの実現につなげてまいりたいと考えております。

菅野委員        まず、今の県民7ページの、ケアラー伴走支援体制整備事業費からお伺いしたいと思  
います。

今の答弁を受けて、改めての確認ですけれども、こちらの事業については、補助先が  
介護支援専門員協会であり、実施主体となりますので、相談窓口の設置からホームペー  
ジの開設等まで、全てをこの協会に委託をするということでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長    委員のおっしゃるとおり、事業の全ては介護支援専門員協会にお願いは  
しますが、形は委託ではなく補助事業ですので、主体的に協会が行っていただくものに  
対して、県が補助金を出すという形になります。

菅野委員        相談窓口の設置についてですけれども、窓口自体をどこに設置して常設になるのか、  
また、相談対応については直接対応、電話、メール等、いろいろなケースを想定しての  
対応が考えられるのか、具体的な取扱いについてお聞かせください。

奈良働く人・働き方支援課長    窓口は24時間365日をうたっており、常設ではありますが、日中は  
専任の事務員を配置して、電話を一旦受けた後に、ワークサポートケアマネジャーにそ  
の電話を転送するという形をとります。夜間と土日祝日については、直接ワークサポー  
トケアマネジャーが電話を受ける形となります。

県介護支援専門員協会に事務室はありますが、夜間と土日祝日については、ワークサ  
ポートケアマネジャーがそれぞれ働いていたり、生活しているところに電話がつながる  
という形になりますので、常にどこか一つの拠点だけで相談対応するわけではなく、平  
日の日中は協会、それ以外の時間は、ワークサポートケアマネジャーが持っている携帯  
電話に電話が転送される形となります。

菅野委員        次に、効果検証会議についてですが、こちら先ほど確認された内容ではありますが、  
具体的にどのような職種の方たちで、何人ぐらいの体制で行われるのか。

そして、検討会の内容として、例えばケース検討会のように具体例を示して検討する  
のか、また、どのようなタイミングでこの会議を何回ぐらい開催することを想定されて  
いるのか伺います。

奈良働く人・働き方支援課長    この予算を出させていただく前に、昨年度の補正予算で、この事業を検  
討する会議を設けておりました。

その際には、庁内の関係者以外で約10名の委員をお呼びして、この体制の構築について検討してまいりました。同じ委員をおおむねお願いする予定ではありますが、内容としては、主体である介護支援専門員協会や、介護サービスや保険外サービスを提供している、例えば、やさしい手さんやニチイ学館さん、あとは市や地域包括支援センターの関係者などを想定しております。

また、補正予算が認められた場合には、年度内に2回行います。

実際にどのような相談を受けるのか想定できないところもあり、課題もたくさん出てくると思いますので、実際のケースをその場で紹介しながら、実施主体の介護支援専門員協会や、つなぐ先のサービス提供事業者、それぞれの意見を聞きながら、よりよいサービス提供に向けた改善を主にした会議にしていきたいと考えております。

(労働情勢調査費について)

菅野委員

県民の8ページの労働情勢調査費です。

こちらは建設、医療、福祉等の分野における実態調査ということですが、対象とする事業所はどのように選定をするのか、また、調査の実施期間はどの程度を想定されているのか伺います。

奈良働く人・働き方支援課長 人手不足が顕著な分野というところで、建設や医療、福祉、宿泊あたりは確実に入ってくると思いますが、こちらの調査はプロポーザルにより、よりよい提案を行った業者に発注する予定です。

また、どの分野にするのかというところは今後確定をしていきますが、調査期間については、契約を締結してから年度末まではかかってしまうと思います。

事業所へのヒアリング調査と、既存の調査を組み合わせた大きな調査にしていく予定です。

ヒアリング調査は、事業所だけではなく、業界団体やハローワークに登録している一般求職者の方など、いろいろな形を考えておりまして、まだ事業所の数は特に定めていませんが、10分野ぐらいの多方面に対してヒアリングをしっかりとっていくところを、提案を受けながら決めていきたいと考えております。

(大学運営費について)

菅野委員

県民の6ページの、大学運営費についてです。

県立大学メイカーズ学科（仮称）を設立するということですが、基本・実施設計の中身を具体的に教えてください。

花輪まなび支援課長 メイカーズ学科の施設を新設するに当たりまして、その施設に係る基本設計及び実施設計となります。

菅野委員

こちらの基本・実施設計は、あくまでも設備の設計ということで、具体的にどのように、今後、高校との連携が進んでいくかなどのスケジュールについては、別で考えると

いうことでしょうか。

花輪まなび支援課長 設備だけの設計ではなく、建物の設計も含まれております。

また、高校と大学が連携する事業の内容につきましては、双方で詰めていくことになりますが、7年一貫の教育プログラムを通しまして、教育内容の連続性を踏まえたプログラムの内容にしていく予定となっております。

菅野委員 工業高校に新たな学科を新設するという事で、建物自体は県立大学に設置されるということでしたので、スケジュールを伺いたかったのですが、県外からの学生の受入れは想定されているのかについては、現時点ではどのような状況か、もしお答えいただけるのであれば伺いたいです。

花輪まなび支援課長 高校の入試等につきましては、当方でお答えすることができません。

大学につきましては、こちらの学科には令和10年度から生徒が入る形になっております。入試に関しましては、今後、大学でどのような方法で行うかを詰めていくことになっております。

菅野委員 高校の入試の件については、また所管課に確認をしていきたいと思います。

(人口減少調査研究推進費について)

最後にしますけれども、人口の2ページの人口減少調査研究推進費についてです。

先ほどの答弁で、5月29日に公表された最終報告に基づいて、今後の取組を進めるために具体化していくと理解しましたが、具体的には今後、どのようなことがこの取組の中で行われるのかをお示しください。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 令和8年5月29日に開催された人口減少危機対策本部会議におきまして、今回の研究プロジェクトの最終報告を提示したところでございます。

例えば働き方・雇用改革では、職場環境の形成が重要であることや、プレコンの関係では若年層の知識向上を後押しすることが必要であることなど、報告書から様々な示唆が得られたところでございます。

それを踏まえまして、本部長である井上副知事から、報告書から得られた示唆を各部局において具体的に対策を進めるよう指示が出ております。各部局で対策を検討して、早いものであれば、次回の9月補正予算において事業化されるものもあると思います。

現在、各部局へ指示した後の対応状況について当事務局で集計を行っているところでございまして、調査研究報告書の報告結果を踏まえて、9月補正を待たずに着手すべきものがあれば、この予算を使用しての速やかに着手し、また、各部局でさらに深掘りの調査をしたい場合に、この予算を活用することを考えております。

菅野委員 確認ですが、9月補正に具体的な取組が予算化される場所もあるけれども、その前に着手するべきものがあれば、この1,500万円の予算を使用して先行的に必要な取

組を進めるということでしょうか。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 委員御指摘のとおりでございます。

菅野委員 現段階では具体的なものが定まっていなくてもいいかもしれませんが、もし現段階で、定まっている事業等があればお示しいただきたいのですが可能でしょうか。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 現在、集計中でございますので、具体的な事業はまだ把握しておりません。

菅野委員 最終報告に基づき、新たな取組がこれから具体的に示されるという話でしたけれども、現在、県が取組の主な柱として掲げている人口減少危機対策パッケージとの関係はどのように考えればよろしいでしょうか。そちらを補強するものなのか、全く別の動きが出てくる可能性があるのか伺います。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 人口減少危機対策パッケージにつきましては、これまでは福祉や教育など、様々な行政分野に分かれていた県の施策を、人口減少という切り口からまとめたものでございます。

今回の調査研究報告書により、新規事業等が出てきた場合は、すぐにパッケージを改定するのではなく、例えば総合計画の改定のタイミングなどで、パッケージ自体を見直すことは想定されると思います。

菅野委員 パッケージ自体は現状、このまま進みながら、新たに取り組むべきものについては取組を進めるけれども、いずれそのパッケージ自体を必要に応じて変えるという可能性も現時点ではあり得ると考えてよろしいでしょうか。変えないという可能性もあると思っていいいのでしょうか。今あるものがどのように扱われるのかを、分かるように説明いただきたいです。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 県行政の基本的な指針となるのが、総合計画でございます。これについては、山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例により、策定または変更するときは議会の議決を経ることとなっております。これが、県政の第一の基本指針になります。

そのため、こちらが変更されるとなると、人口減少危機対策パッケージとそごが出ていけいけいので、総合計画を所管している部局と連絡、調整を行いながら、パッケージを改定する必要がある場合は、改定をしていくということになります。

(火山防災拠点検討事業費について)

白壁委員 富士山の防災の関係は地元ですので、何点か伺いたいと思います。

マル臨の火山防災拠点検討事業費についてですが、こちらは、大分前から問題となっていることが2つあり、1つは、今の富士吉田合同庁舎は噴火に遭う地域に指定されて

おり、現に雁の穴があります。

次に、今回、新たなものとして出てきたのが富士山科学研究所ということですが、研究拠点であり、測定機器も近くににあります。建物は剣丸尾の上に建っているので、西暦864年の貞観噴火のときには溶岩が流れてきたとなると、そのような危険地域に研究拠点があると困るということで、今回の予算で検討するという捉え方でよろしいのでしょうか。

矢野富士山火山防災監 委員の御質問にありましたように、富士山科学研究所は第2次避難対象エリア、富士吉田合同庁舎は第3次避難対象エリアにあり、研究や測定の拠点、あるいは防災拠点になっております。防災拠点として実際は河口湖の大石に現地対策本部を設置しますが、そのようなところから離れているといったこともございます。警戒レベルが上がってしまったときには、どうしても避難しなければならない場所に存在しております。

富士山科学研究所は常に富士山の状況を把握しておりますので、日頃から安全な場所において研究や測定作業、観測活動、あるいは災害対策を行い、富士山が噴火した場合の対策に当たれるよう、今回の基本構想を策定するための予算を計上したものでございます。

白壁委員 周辺に数十か所を定点観測している機器があり、県や各大学で設置していますが、それらを近くで確認ができるところにこのような施設を造るという捉え方ですか。

矢野富士山火山防災監 機器の近くというよりは、どのような状況でも安定して観測活動や研究活動ができる場所に移転を検討するというところでございます。

白壁委員 今は離れていても、それなりにデータの転送ができるようです。ただ、今、大石で整地をしているところは富士山が見えます。やはり視覚で確認する、データで確認するときに富士山が見えることがベストであると思いますが、このような捉え方で合っているでしょうか。

矢野富士山火山防災監 もちろん富士山が見えることも非常に重要ではございますけれども、それよりもむしろ、安定的に活動ができることが一番重要視され则认为しております。安定したところで、さらに富士山が見えることがベストではございますけれども、まずは安定した活動ができることを中心といたしまして、検討してまいりたいと考えております。

白壁委員 安定した活動というのは、どのような意味合いでの活動なのでしょう。

矢野富士山火山防災監 まずは溶岩流などの様々な富士山の噴火活動や、ハザードマップ上で一番問題がない場所、それからほかの土石流や浸水など様々な災害でも安定的に活動できることも非常に重要だと思っております。

それから、対策の拠点にもなりますが、対策の拠点となりますと、ほかのところから

の交通アクセスの充実も必要と感じておりますので、そのようなものを様々な観点で組み合わせながら、検討委員会において検討を進めていきたいと考えております。

白壁委員

構想なので今から練るのでしょうけれども、まずは、富士山の噴火による災害に遭わないことが必要です。河口湖の北岸に西川という川があり、そこに咲耶橋という橋を架けました。そこに地中の中に埋め込むケーソン基礎を施工しました。40メートルぐらい掘ったら転石があり、花崗岩でしたが、いわゆる溶岩です。

ということは、いつの時代かは分かりませんが、過去に大きな噴石が河口湖の北岸に飛んできていたということであり、北岸であっても危険性はあるということです。その情報は多分、富士山科学研究所の研究者が出してきてくれていると思っています。

そのようなところをよく考えていくと、富士山科学研究所はどこにあるのがベストであるかは、地元で話題となっており耳に入っていると思います。要はしっかりと富士山の確認ができ、観測もできて、なおかつ地元の人たちもしっかり納得できて、避難もできなければならないということです。

今から構想をつくるのでしょうけれども、構想といっても何もない無のところからつくことはまずないと思います。県の方向性を示して、皆さんで確認をしながら構想をつくっていくと思うので、地元の方たちも構想策定委員会にぜひ入れていただきたいと思いますが、今からメンバーを決定するのですか。

矢野富士山火山防災監 今回の検討委員でございますけれども、火山の専門家をはじめ、都市機能の維持も重要であることから都市防災や都市計画の専門家など、今のところは5名程度と考えております。それから関係省庁の方々にも御参画いただきながら、構想を策定してまいりたいと考えております。

一方、今お話がありましたように、地域の方々が入る形になりますと、利益供与のようなところが出てきますので、そこは今後、慎重に検討していきたいと考えております。

白壁委員

利益供与はないけれども、地域性の問題などいろいろあるため、相談しながら進めた方がいいと思いますのでお願いします。

（富士山火山広域避難医療体制整備事業費について）

続けて、マル新の富士山火山広域避難医療体制整備事業費についてです。

これは富士吉田市立病院のことだと思いますが、医療コンテナの整備に1億円近くをかけるということですか。

コンテナは、トラックの頭の後ろに荷台があつて引っ張るというイメージですけども、20フィートがあつたり40フィートもあります。規格型なので、それよりも大きいものはなく、小さいものはあります。線形は6メートルの直角で曲がれるという頭しかありませんが、このようなものをどのような形を想定して作るのかを考えてしまいました。

コンテナというのは名前だけで、もっと医療設備がしっかりとした大型のものという

ことでしょうか。

矢野富士山火山防災監　今回は医療コンテナを中心としまして、医療機器をその中に搭載し、病院の避難に使ってまいりたいと考えております。

まずは第2次避難対象エリアから速やかに外へ出すというのが、とても重要になります。

平常時では、搬送先の病院を決めてから救急車が往復することになりますけれども、噴火警戒レベルが4になると、そのような基本的な活動や、DMA Tの活動ができなくなってしまうので、噴火警戒レベルが上がるまでに速やかに、一旦、第2次避難対象エリアに出すことになります。第3次や第4次避難対象エリアを中継拠点とするため、そちらに医療コンテナを持ってまいりまして、そこに往復で入院患者を運んでいきます。そこを拠点としまして、県内あるいは県外各地の病院へ搬送を行っていくという形で、検討を進めているところでございます。

白壁委員　何を指してコンテナと言うのか。どういうものがコンテナなのか。

矢野富士山火山防災監　先ほど御質問がありましたように、医療コンテナは20フィートか40フィートという形で規格が決まっておりますけれども、今回導入を検討しているのは20フィートのものでございます。

この20フィートのコンテナに酸素吸入を行う機器や携帯型の痰吸引器など、様々な医療機器を搭載します。この中で医療の継続措置を行うためのコンテナとなります。

白壁委員　このコンテナは自走式ではなく牽引式となっています。先に溶岩が来るとか、火山弾が来るなど、噴火の順番はどのように想定しているのでしょうか。

矢野富士山火山防災監　医療コンテナですが、委員がおっしゃるように牽引式ですので、トレーラーヘッドでコンテナを運んでまいります。

順番といたしましては、第2次避難対象エリアは、噴火前に住民全員を避難させるエリアでございますので、入院している方々を噴火前にエリア外に出してしまう必要があります。

噴火が起こる前までに、できる限り富士吉田市立病院から第2次避難対象エリア外に出して、噴石等が当たらない場所に対応に当たる方向で進めております。

白壁委員　噴火をする前に対応するという事で、御嶽山のようなことが起こることは決していないということですね。

富士吉田市立病院は200床ぐらいありますか。その方たちの転院を受けるためには、日本赤十字病院は駄目なので都留市立病院に行くと思いますが、難しければ大月もしくは山を越えて、峡東や甲府の病院に搬送する必要があります。

コンテナは中古で買うと1台30万円ぐらいで買えますが、新品で買うと何千万円もします。コンテナ1台で対応できるのは1人2人ぐらいだと思いますが、1億円で何台

のコンテナの整備を想定していますか。

矢野富士山火山防災監　今回、支援するコンテナは1台ですが、状況により県で既に整備している山梨大学医学部附属病院に設置しているコンテナや、北病院に設置しているコンテナを拠点に集結させることも想定されます。

また、検討している拠点ですが、普通原野ではなく、施設もあるところも検討しております。もちろん施設に一旦入れ込むことも想定されます。

それから、富士吉田市立病院には、エアーのテントのようなものもございますので、そちらも使いながら収容してまいります。

なお、病床数は300床ということで、二百数十人の方が入院されております。

白壁委員　万が一のときは殺到すると思いますが、そのときに1基しかなく足りないのでは、今、北病院から時速30キロで拠点に向かっていきますという話になると思います。

今、支援と言っていました、整備事業に対する助成であり、コンテナを助成するわけではありませんよね。いわゆる避難事業に対しての助成という意味で助成と書いてありますが、いずれにしても助成するとしたら、国が2分の1で、県が2分の1、市は出していないので、レンタルではなく譲渡するということですか。

富士吉田市には民生安定施設助成事業補助金もあり、補助率が75%なので、横浜市や防衛省と話をし、そのようなものを原資にしながら、残りの25%をうまく使うとか。台数がそろわないと、仏作って魂入れずになります。いざコンテナを使おうと思ったら、こんなものかという話になってしまいます。地元では相当期待しています。

これが始まると、今度は日本赤十字病院など、あの辺の病院全てにおいて同じように整備していかなければ、なぜ富士吉田市ばかりなのかという話になります。いいことではあるけれども、計画的にしっかり進めていく必要があります、進めたらすごい武器になると思います。そのこともよく考えていただいて、これ1台で終わろうとか、パイロットで終わろうとかではなくて、もっと先を考えて有利な資金運用を駆使しながら、整備拡充をしてほしいと思います。最後に防災局長、お願いします。

眞田防災局長　先の地震のように、富士山の噴火もいつ起きるか分からないと、富士山科学研究所の藤井先生もおっしゃっております。

避難体制となりますと、やはり一番心配なのは重篤な患者さんになりますが、加えて、この事業を契機に考えなければならないのは、介護施設に入っている方々も重要な視点になっています。こちらは知事も十分認識しているところでございます。

特に重篤な患者さんの場合は、容体を安定させながら避難をさせなければいけないという非常に重要なオペレーションがございますので、専門的な知見を持っている医療関係者と相談しながら進めたいと思っております。

また、市立病院の医師たちに聞いても、全ての患者さんをこの医療コンテナで避難、搬送するというものではなく、自力で動ける方もいらっしゃるということです。そこは自衛隊や消防本部の力を借りるなど、いろいろな搬送手段があるかもしれません。そちら

も並行して検討しながら、万全な体制を構築していきたいと考えております。

また、この事業を契機にいろいろな避難の組み立て方をしっかり研究してまいりたいと考えております。

(林野火災消火活動等支援事業費について)

卯月委員

防の4ページの、林野火災消火活動等支援事業費について、幾つかお聞きしたいと思います。

まず補正予算案についてですけれども、扇山林野火災におきまして、消防本部では消火活動が長期に及んで大きな財政的な負担が生じるとともに、林野火災に対応する資機材も不足したと聞いております。

また、大月市では2年連続で山火事が起こっており、今回の前の年は小沢地内において、私の家の目の前で、灰が雪のように降っているような状況でありました。

今回の扇山は、私の家がある高台から見ると、夜になると一つの山が丸ごと燃えているように見える状況で、本当に恐怖を感じたところです。その扇山の林野火災では、396ヘクタールという大きな面積が消失し、そして鎮圧までは17日間、鎮火までは36日間を要するなど、県内では戦後最大の林野火災となりました。

この火災を通じて、消防本部の負担や資機材の不足など、本県における林野火災対策の課題が改めて浮き彫りになりましたが、このような中、県では本事業を計上しておりますけれども、まず本事業の狙いと具体的な事業内容についてお聞かせください。

浅川消防保安課長 扇山の林野火災におきましては、資機材の不足と急峻な地形での搬送の困難さ、応援消防本部の人件費負担が課題となったところです。

これらの課題を踏まえまして、林野火災対応力を強化するため、新たな対策を講じることとしたところです。

課別説明書の(1)の林野火災対応資機材整備事業費としまして、クローラーやポータブルウインチなどの林野火災の対応に有効な資機材を整備し、平常時は消防学校において訓練に活用しながら、林野火災時には、消防本部に貸与することで効率的な消火活動を支援いたします。

また、(2)の広域災害応援消防本部支援事業費補助金でございますけれども、職員を広域応援に派遣することで、手薄となります消防本部職員の待機や代替要員の確保に必要な時間外手当につきまして、県と市が折半により支援し、財政負担の軽減を通じて、持続可能な広域応援体制の構築を図るものです。

卯月委員

少し視点を変えますが、この扇山の火災では、防災ヘリや自衛隊ヘリによる空中消火が展開されまして、消火活動に大きな効果を得ました。

一方で、自衛隊の大型ヘリであるCH-47はチヌークと呼ばれている機体ですが、間近で見ると本当に巨大で、近くに行くと風で吹き飛ばされるような感じがあります。その離発着場所になった大月市営総合グラウンドでは、朝6時頃の夜明け前に消防団員の皆さんが寒い中、チヌークが着陸する際に砂が吹き飛ばないように水を撒いていまし

た。機体が巨大なものですから、そのような消火活動をするうちに、グラウンドが傷んでしまいました。あらかじめ水を撒かないと小石などが飛んでしまい、近所の車や家を傷つけてしまったという、小沢地内の火災の教訓により、そのような対策をしましたが、その代わりに相当傷んでしまったわけです。

そのようなこともありまして、今後、同様の大規模火災が発生した場合、自衛隊に聞いてもほかにチヌークが着陸できる場所が東部地域にはないということでした。給水するにも、ダムや大野貯水池に近いことから、そこしかないということでありましたので、今後、離発着場所の候補地を確保して、必要な整備や関係機関との調整を進めていくことが重要だと考えますけれども、県では東部地域における大型ヘリの離発着場所の確保について、どのように考えているのかお聞かせください。

浅川消防保安課長 委員御指摘のとおり、大型ヘリの空中消火を迅速かつ効果的に実施するためには、離着陸場の確保が重要でございます。東部地域におきましては、利用可能な離着陸場が限られているという点が課題であると認識しております。

このため、地元自治体とも調整しながら、離着陸場として新たに活用可能な施設につきまして情報収集し、確保に向けた検討を進めているところでございます。

卯月委員 砂が飛び散ってしまうと、本格的に直すためには、億という修繕費がかかると聞いております。林野火災は起こってはならないことですが、修繕を繰り返すことも望ましいことではないと思いますので、その観点からも対応が必要だと思います。

県として施設の機能維持や財政負担への支援も含めて、今後どのように対応していくのかお聞かせください。

浅川消防保安課長 委員がおっしゃった大月市の陸上競技場でございますけれども、これは市が所有する社会体育施設ということで、維持管理は現在、市が担っていただいているところでございます。

また、今回の修繕につきましても、特別交付税措置がされていると承知しているところでございます。

一方で、林野火災やその他の大規模災害時には、東部地域における大型ヘリの離着陸場として、この陸上競技場は広域的な拠点としての役割も期待されているところです。

このため、大月市のお考えもお聞きしながら、今後の整備内容や、県としての支援の在り方について、検討していきたいと考えております。

卯月委員 重要な設備になると思いますので、ぜひ続けて御検討をお願いしたいと思います。

付け加えて、あかふじの10倍の容量の水を積めることにより効果を発揮したことで、自衛隊の大型ヘリが注目を浴びていました。実は、私はあかふじについても間近で見えていましたが、あかふじはほかの県の防災ヘリと一緒に消火活動を行っておりました。あかふじは機動力が高く、ほかのヘリコプターは大野貯水池で停止しないと水がくめないのですが、あかふじのパイロットは、桂川の浅瀬で飛びながら水をくみ、すぐ戻って

きていました。だから、ほかの機体が来る間に、2回も3回も来るような、本当に頼もしい活動をしていただいたことを報告させていただきたいと思います。

次に、近年、林野火災の対応におきまして、より消火力が高い消火薬剤の活用を期待する声があります。実は、大月の扇山の火災のときにも、整備によりチヌークが減った日がありまして、その際に中谷代議士に、機体が減ると困るのでぜひ元に戻してほしいと話をしたところ、たまたまそのような消火薬剤を提供している会社が代議士とのつながりであり、大月に無償で寄附していただくことになり、活用した経過があります。

大船渡で発生した大規模林野火災を契機として、国においても、消火薬剤の有効性や環境への影響、活用方法について検討を進めているという報道もありました。当然、環境には影響がないということでしたけれども、課題があることも懸念されます。

県として国の検討状況も踏まえ、その活用方法を研究する必要があると思いますけれども、林野火災における消火薬剤の活用についてどのように考えているのか、御所見をお願いします。

浅川消防保安課長 消火薬剤の活用につきましては、延焼の抑制や消火活動の効率化に資する可能性がある一方で、健康や環境への影響などの安全性の確保が重要な課題であると認識しております。

国におきましては、消火薬剤の効果や環境への影響を、科学的根拠に基づいて客観的に評価するためのガイドラインを年内に策定するという話を聞いておりましたが、昨日付けで策定した旨の通知が消防庁からあったところでございます。県としましては、この通知内容を確認し、今後の活用方法について研究してまいりたいと思っております。

卯月委員

最後に、県の林野火災への関与についてお伺いしたいと思います。

扇山の林野火災では、消防本部、市町村、県、防災航空隊、自衛隊など、多くの関係機関が連携して対応に当たりました。

一方で、大規模化、長期化する林野火災においては、より迅速かつ一体的な広域調整の重要性が改めて認識されたところでもあります。知事は、本会議におきまして、林野火災発生時には、県が主体的な役割を担い、広域調整の指令塔として機能する体制を構築していくという答弁をされました。

そこで伺いますが、県が主体的な役割を担い、これまでの体制と何が変わって、具体的にどのような権限や役割を担い、市町村や消防本部、自衛隊などの関係機関と連携しながら広域調整を図っていくのかお尋ねします。

浅川消防保安課長 林野火災における迅速な初動対応を確保するためには、火災発生直後から、専門的知見を有する防災局の消防職員を連絡調整役としまして、いわゆるリエゾンとして速やかに現地に派遣しているところでございます。

これまででも、リエゾンはありましたが、しっかりと専門的知見を持った消防職を派遣することを新たに考えたところでございます。

リエゾンは、延焼状況や地上部隊の活動を把握した上で、活動方針の検討や他の消防

本部との連携について助言を行い、地元消防本部の指揮、判断を支援することといたします。併せまして、風速や乾燥などといった気象条件や現場の地形特性を踏まえながら、県が応援部隊の投入の時期や他の消防本部、自衛隊への応援要請の必要性等を、地元消防本部に助言しつつ調整をすることとしております。

従来は、消防活動は消防本部主体で行っていたところですが、専門的なリエゾンを派遣することにより、県としまして、気象条件、地域性、地形特性を踏まえた助言をしつかりと行う中で、延焼拡大の防止と早期鎮火を図っていくということでございます。

このように県が司令塔として機能を果たすことで、消防本部が現場での消火活動に専念できる体制を構築し、迅速かつ効果的な消火活動を県としても支援してまいりたいと思っております。

卯月委員

扇山林野火災の教訓を踏まえた対応力強化に向けた新たな取組について、理解することができました。

今後は、気候変動の影響などによる林野火災の大規模化、頻発化も懸念されております。こうした中で、県が主体的に広域調整の役割を担い、消防本部や市町村、関係機関と一体となって消火活動を支える新たな取組は、大変意義深いものだと考えます。

扇山林野火災の教訓を決して風化させることなく、今回の補正予算を着実に実行して、資機材の整備、広域応援体制の強化、防災航空体制の充実など、本県の林野火災対応力の一層の向上に取り組まれることを強く期待しております。

また、県民の生命と財産、そして豊かな森林を守るために、今後とも市町村や消防本部、関係機関との連携を一層強化して、実行力のある対策を推進されることをお願い申し上げます。

その件につきまして、最後に防災局長から意気込みをお聞かせください。

眞田防災局長

本会議でも知事がおっしゃっていましたが、扇山林野火災は非常に大きな被害が出た中で、ただ経験で終わらせるわけではなく、今後の林野火災の対応に生かしていかなければいけないということで、県下の 10 消防本部の消防長会からも、いろいろな御要請をいただきましたので、今、対策を講じようとしているところでございます。

また、県としても主体的な任務を担いながら、林野火災時においては、適切に迅速で効果的な対応を図りながら、被害を最小限に止めるよう努めてまいりたいと考えております。

**※請願第 8－3 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて**

意見

菅野委員

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めるこの請願に

対して、採択するべきという立場で発言をいたします。

長引く物価高騰の中で、収入が追いつかず生活が厳しくなっているというお話を、各世代から聞いているところです。特に、最低賃金と同程度、またはそれ以下で働くパートや派遣などの非正規雇用、またフリーランスといった弱い立場で働く方たちの生活破綻が本当に深刻になっています。

この最低賃金の差によって働く人たちが県外へ流出してしまうというのは、山梨県でも皆さんの実感としてもあることではないかと思います。本会議の一般質問等でも明らかになってきたところです。

人口の一極集中や若い人たちの都市部への流出を招いているのが、この地域間で格差のある現在の最低賃金制度だと思います。全国一律の最低賃金制度を実現して、住んでいる地域にかかわらず、普通に働けば人間らしい暮らしができる社会にすることが必要だと思います。

以上のことから、本請願を採択するべきだと考えます。

久嶋副委員長

私は、継続審査とするべきという立場から、意見を申し上げます。

本請願が掲げる物価高騰が続く中での労働者の暮らしの安定確保や賃金水準の引き上げの重要性につきましては、地域の未来を担う人材の確保、定着、さらには安心して将来設計を描ける環境づくりの観点からも、大変重要な課題であると認識しております。

先日の本会議で知事が示されたとおり、県では、最低賃金審議会において、データに基づく客観的な議論の後押しを行うことや、賃上げの意義について県全体への理解を広げる取組、さらには賃上げと事業継続を両立するためのスリーアップによる好循環の実現など、主体的な施策が進められております。

一方で、最低賃金の全国一律化や大幅な引上げは、中小企業、小規模事業者にとって大きな負担となる可能性があり、事業継続や雇用への影響も懸念されます。

こうした中、国及び県の施策の効果や企業の対応状況を十分に見極めることが不可欠であり、慎重な判断が求められると考えます。

以上の理由から、本請願については引き続き検討を要するものとし、継続審査とすることが適当であると考えます。

討論

なし

採決

採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(保育料の無償化について)

菅野委員

先日、一般質問でも取り上げましたが、保育料の無償化について何点か伺います。時

間の関係で聞きそびれた点もありましたので、確認を含めて伺いたいと思います。

本会議での質問の答弁において、県としては、今、未満児については、国に先駆けて、全国でも先進的な取組ということだと思いますけれども、市町村民税の課税額に応じて無償化を実施しているということでした。あわせて、保育料の無償化については、国の責任と財源によって制度化されるべきであるということから、国に全国一律の制度の創設を要望するという答弁でした。

しかし、国に一律の制度を要望するというのは理解をしますけれども、現時点で県内においては、既に15市町村で独自の支援を行い、未満児についても保育料無償化を行っているところがあるというところで、無償化をしていない市町村もあるわけです。そのような意味では、県内では一律の対応がなされていないということで、地域格差が生じております。その点について、県としてはどのように認識をしているのか伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 保育料の無償化につきましては、県内の市町村におきまして、独自に無償化をしているところとしていないところがあることは承知しております。

県としましては、全国どこでも同一の条件で、そのような支援が受けられるようにしたいと考えておりますので、県としては、財源が限られている中で、できるところを支援する中で、国に対して全国一律の支援を行うべきことを強く要望しているところでございます。

菅野委員 学校給食無償化のときもそうでしたが、県が国に対して国の責任で行うべきものであると要望するというので、国においては、ようやく給食費無償化については制度化されて、全国的に実現に至ったというところではありますが、保育料無償化については、現在、無償化されるかどうかは全く分からない中で、全国一律は求めるけれども、県内の状況は一律ではないまま放置してよろしいのでしょうか。県の対応としていかがなものかと思っておりますけれども、その点について改めて認識を伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 各市町村におきまして、それぞれが各地域の実情に応じて優先順位をつけながら、支援を行っているものと考えております。保育料の無償化がないとしても、違う面で支援をしている可能性もありますので、保育料の無償化だけをもって判断することは難しいと考えております。

菅野委員 現時点では、各市町村が独自で何らかの支援を行っていますが、それについて、県としては市町村独自の動きなので、市町村間で保育料の無償化について地域間格差が生じているけれども、現時点では致し方なしと認識はしているけれども、このままでよいとお考えであるということですのでよろしいでしょうか。

それとも、国に求める以外で何らかの対策は講じるべきであるというお考えがあるのかどうか、改めて伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 本来、国の責任と財源において講ずべきものと考えており、そこを

県としては引き続き、国に強く要望していくということを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

菅野委員 次に、人口減少危機対策パッケージに表記されている項目との関係で伺いたいと思います。

こちらでも本会議の中で伺った内容ではありますが、人口減少危機対策パッケージの中では、県が取り組むことの一つとして、保育料無償化の促進ということが掲げられていると、理解をしておりました。

これを拡大するという考えはないのかという質問をした際に、全国的に先んじて、未満児の一部の無償化をしているという答弁でありました。

県が行っている未満児の無償化の制度については、2016年に制度化されて始まったものということで、もう10年前になります。この10年間の間に社会の状況が変わっており、先ほどから申し上げている物価高騰などにより、収入が追いつかなくてとても大変になっています。若い方たちも、自分たちの生活だけで精いっぱいというところで、子育て支援は大変重要だと思いますが、この人口減少危機対策パッケージに掲げられている保育料無償化の促進と言いながら、平成28年度に制度化したものの実績だけを、このままここに掲げ続けているという理解でいいのでしょうか。

そうだとすれば、促進ということにはそぐわないかと思うのですが、その辺はどのように考えたらよろしいのか、見解を伺います。

小俣人口減少危機対策本部事務局次長 人口減少危機対策パッケージにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、福祉や教育などの様々な行政分野がございます。それらの政策を、人口減少という観点から取りまとめてお示ししたものでございます。

現状の人口減少危機対策パッケージには、保育料無償化の促進という記載が確かにございます。これを現状からさらに対象を拡大したり、補助率を上げたりなど、県で対策を進めるといたしましても、当然、市町村にも負担が出てきます。そうしたところは、必要に応じて担当部局が調整しながら対応していくものと考えております。

菅野委員 今回の答弁からすると、保育料無償化の促進というものを掲げているけれども、あくまでも現時点で具体的に促進するという中身ではないということですか。ただ、保育料無償化の促進という文言だけを位置づけ、掲載しているということではよろしいのでしょうか。

要は、中身が伴っていないのではないかということを、私は指摘をしているわけですが、これまで実施している施策も、このパッケージの中に載っていると理解はしているのですが、促進と言っているからには、何かしら進める意志や想定があつてのものと思っていました。しかし、この間の答弁ではそうではないと感じられたので、この記載はどのように考えたらいいのかお伺いをしているところですが、その点についてはいかがでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 保育料無償化の促進についてですけれども、県では重点的に補助す

る対象を定めて無償化をしており、促進の一つとしまして、国に要望をしているところ  
です。

国におきましても昨年6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想の中で、子育て  
負担の軽減に向けた全国一律の国による支援について、子供・子育てや教育に関する国  
の役割やナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含  
めて検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずると明記されております。

これは、国が今後10年間に於いて取り組んでいくものとして明記されておりますの  
で、地方が国に要望して促進した結果、このように国でも位置づけられたと考えており  
ますので、決して何もしてないというわけではないと考えております。

菅野委員

引き続き課題であると思っておりますので、別の角度からもう一点伺います。

人口減少危機対策パッケージに掲載されている内容について、学校給食費無償化がパ  
ッケージから削除されたときには、人口減少危機対策としては、効果が部分的なものな  
ので削除したという答弁が、過去の本会議でありました。しかし、保育料無償化の促進  
については、現在、パッケージに載っており、人口減少危機対策として効果が限定的と  
はお考えではないと思っておりますので、この内容については、さらに拡充されるべき  
であると期待をしているところです。

ただ、先ほど申し上げたとおり、県が答弁で無償化したというのは、もう10年前の  
ことです。また、国に要望しているということをもって促進と言いつけていいのかとい  
うところが、非常に疑問だと思っておりますので、認識と考え方を改めて伺いたい  
と思います。

小林子育て・次世代サポート課長 子育て支援に関する費用につきましては、全国一律にということで、  
本県も含めて全国知事会としても強く要望しているところであり、促すという意味であ  
れば、継続して行っていく必要がありますので、人口減少危機対策パッケージに掲載し  
ていることにつきましては、特に問題はないと考えております。

(山梨で発生した地震について)

白壁委員

先日、山梨で地震がありました。地元なので聞きますが、地震による被害額は集計で  
きているのでしょうか。

村松防災危機管理課長 被害額については、集計できておりません。

白壁委員

被害額は分からないにしても、被害の規模や被害の量は調査できているのでしょうか。

村松防災危機管理課長 昨日までの状況ですが、人的被害につきましては、軽症者8名です。また、6  
月26日の22時28分に地震が発生いたしまして、その後、11の市町村で避難所を  
開設しております。避難所の状況ですが、6世帯14名が自主避難をしております。

なお、県におきましては、発災時に災害対策本部を設置したところですが、同様に市

町村におきましても災害対策本部等を11の市町村で設置しているところです。

ライフライン等につきましては、停電が3件ありました。また、ガスにつきましては、被害報告は入っておりません。なお、水道につきましては、水の濁りが2件ほどありましたが、今は完全に復旧しております。道路につきましては、発災後、高速道路等において通行規制がかかっておりましたが、現在は解除となっております。

白壁委員

災害は忘れた頃にやってくるということですが、地震大国日本では、いつ地震が起きるか、災害が来るか分かりません。富士山の噴火はまた別です。長い年月の中で、直近では2回の噴火がありました。全ての地震で富士山が噴火していたら、今ごろ富士山の形はないほど噴火しなければならないので、噴火は別としても、注意は促す必要があります。

ただ、地震については、常に起きることだと思っています。大規模な地震は、一旦緩急に備えなければなりません。山梨県は、機械電子産業に次ぐ観光産業が第二の産業であり、県内外から大勢の観光客の皆さんが来られたり、宿泊しています。

このようなときに、2日から1週間の間は、次の第二波が来る山になるので、その時の対策をしっかり打っておかなければなりません。それは被害量だけでは駄目で、そこに集中する可能性があるため、今やらなければならない対策があると思います。それについて、何か対策を打ちましたか。

村松防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、自然災害等につきましては、いつ起こるか分からないため、防災局におきましては、自助、共助、公助の対策を練っております。

基本的なことですが、自分の命はまず自分で守ることが大原則になっておりますので、備蓄をはじめとした周知等を、市町村とともに行っているところです。

また、今回、6月補正にも挙げさせていただきましたが、県民の皆様の自助や共助の意識を向上させるためのイベントを開催して、若年層を中心に取り組んでいくこととしております。

さらに、避難所では、住民自らが避難所等を運営していかなければなりません。その場合に困らないようにするため、訓練等を市町村と共同で行っていくこととしております。

白壁委員

災害で一番心配されるのは流言飛語といって、災害の際は、あるもないようなうわさが流れたりします。そのときに一番重要なことは、平素からの対策になります。それを絵に描いた餅だとか、机上の空論だといってしないのではなく、常にしておくことが重要だと思います。一時期、どこかの市で夜に訓練を行ったら、市民から風邪をひいたと言われてひんしゅくを買ったということもありましたが、そのようなことも重要だと思います。

もっと重要なことは、山梨県に来られたら、もしくは山梨県の住民は、こういうことがあるから安全であるということです。それは流言飛語ではありません。流言の根拠のあるものが流れた言葉です。でも、根拠も何もなく流れた言葉では、絶対に皆さんは納

得してくれません。こういうものを発信できるとしたら、県が中心になり、市町村である。山梨県のどこの地域で震度6強が来ましたが、でも、そこは安心であるということを流すことができなければ駄目です。その根拠は何だと聞かれたときに、実は防災対策でこのようなことを行っています、富士山が噴火したときに、スコリアの上を車で走って、このくらいなら走れる、今回のコンテナの整備もあり、このようなものを相対的なパッケージとしているから安心であるということを、この際だから外に広めるべきですが、そのためにはいろいろなことを行っていかなければ駄目です。

道路を造ったり、橋を造るのも地域の利便性が上がるのでいいのですが、安全対策はもっと重要である。人の命は地球より重いので、そのような捉え方をしっかり持ち、そのために何をすべきか考え、実行してそれを世の中に広めることが重要だと思いますので、最後に防災局長、お願いします。

眞田防災局長      6月26日の夜に発生した地震ですが、そのとき、県庁がどうだったのかということも簡単に触れさせていただきます。

私は、甲府駅北口の宮前の宿舎にいました。防災局長を担っておりますので、ふだんは県庁の近くにいるようにしております。発生の際にすぐ外を見て、停電は起きていないと思い、通信障害が起こっているのか確認もあったため、取りあえず自宅に電話をしなければいけません。自宅の震度のほうが大きかったかと思いましたが、すぐ電話がつながり、自宅は大丈夫で停電も起きておらず、サイレンも鳴っていないということで、私は一安心して県庁に向かいました。

参集するときはどのような被害が起きているのか、しっかりと町を見て、もし助けを求めている人がいれば助け、その場合は参集する必要はないとこれまでに先輩から言われていたことを思い出しつつ、かなり土砂降りの雨でしたが、歩いてまいりました。信号がついており、車も普通に通行しているため、被害はなさそうだったと思いつつ、県庁に20分から25分後ぐらいに到着いたしました。

そのときに、どんどん車が県庁の中に入っていきます。それは、県庁の周辺で30分以内に参集できる職員200名を指定しておりまして、統括部というコントロールセンターを作ります。その職員がどんどん参集しており、構内が車で埋まるような状態でした。中にはかっぱを着て走ってくる職員もいました。

防災局の部屋に入りましたが、正直に言うと興奮状態のようでありました。恐らくは大丈夫だと思えるけれども、夜遅くに発災して何が起きているのか全く分からないという不安な気持ちもある中、やることはやらなければならないということで、とにかく統括部を立ち上げました。

深夜の発災であり、震度6弱でしたので、誰も経験していないことでしたが、何とか乗り越えたと思っております。それは4月に統括部の職員は訓練をしていたので、一人一人が何をすべきかが分かっていたからです。

今回の地震は、皆様も経験したとおり、ガツンとききましたが、東日本大震災のようにあの揺れが1分、2分続いたらどうなっていたのかは分かりません。ライフラインは恐らく被害があったであろうし、道路も寸断があったかもしれませんし、家屋の倒壊が出

たかもしれなかったので、その場合には同じことができたのか、非常に不安な気持ちがあるのも事実です。そのようなところで、現在、防災対策の振り返りを全庁で行っております。それを踏まえて、県庁の体制を強化していきたいと思っております。

また、先ほど白壁委員がおっしゃったとおり、本県には多くの外国人のお客様が訪れております。有事の際には、外国人のお客様を安全に避難させて、母国にお帰りいただく対策も非常に重要になります。それに関する具体的な研究会を明日立ち上げる予定です。これは本県だけではなく、国や大使館も交えて行う全国初めての試みになります。

また、今回の富士山科学研究所の移転に係る補正予算ですが、どのような有事にさらされても、富士山の観測体制を維持できるものを整備するという点を発信する必要があると考えております。

また、先ほど村松課長も話しておりましたが、防災力の強化の一番は自助の力を高めることです。自分で災害から命を守れない限りは、共助もなければ、公助もできないと考えております。そのような意味では、自助の強化が図れば、山梨県の防災力が飛躍的に向上すると考えております。そのような取組を山梨県がしっかり行っていると発信することにより、山梨県は防災力が強い地域であるということが発信できると考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

委員の方々におかれましては、必要な支援をよろしくお願いいたします。

白壁委員

自助、共助、公助については、全くそのとおりだと思います。でも、一般の人たちは公助が一番重要だと思っています。公助というのは、何かあったら県が助けてくれる、市町村も助けてくれるということですが、それを自立させるような防災訓練をしっかりと行っていくことが必要です。

ちなみに、発災直後から5、6件の電話が鳴りました。その中で夜中の12時過ぎに、議会事務局から安否確認の電話が来て、我々のところにも安否確認をしっかりとしたので、議会事務局を少し褒めてやってほしい。

それだけの体制が取れているので、広報などを使ってどんどん表へ出して、山梨県はこのような努力をしているので山梨県に来てください、山梨県は地震が起こっても富士山が噴火しても大丈夫であるというところへもって行ってほしいです。

ぜひ流言飛語にならないようお願いしたいので、防災局長、お願いします。

眞田防災局長

今回、地震が起きて、やはり起きるときは起きるものであると、全ての方が実感をされたと思います。このくらいの被害で収まったのは不幸中の幸いという認識でおりますが、これを契機にしっかりと足元を見据えながら防災体制の強化を図っていききたいと思います。

また、それに当たっては、白壁委員がおっしゃったとおり、しっかり情報発信をしながら、どのような災害が起こっても山梨はお客様の安全をお守りすることができるということで、山梨の評価が高まることにつながると思いますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

※主な質疑等 警察本部関係

※ 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係の所管事項に係る質問に対する答弁訂正

(山梨で発生した地震について)

村松防災危機管理課長 先ほどの山梨で発生した地震における避難者の状況について、5世帯14名とお答えいたしましたが、正確には6世帯14名でございます。  
申し訳ございませんでした。

※第74号 山梨県暴力団排除条例中改正の件

質疑

菅野委員 今、お示しいただいた内容というのは、定められた情報について、一般県民が必要に応じて、電子機器等を通じて閲覧できる状態になるという理解でよろしいでしょうか。

長畑組織犯罪対策課長 委員のおっしゃられたとおりでございます。

菅野委員 その場合の閲覧できる状況とは、どのようなケースを想定し、また、そのことによってどのような効果があるのかについて、できれば具体例を示してお答えいただきたいと思います。

長畑組織犯罪対策課長 インターネットに接続して情報を見られるようにすることにより、見たい方がいつでもどこでも接続すれば確認できる状態にするものです。

菅野委員 どのような場合にそのような閲覧ができるのか、必要に応じたケースとはどのような場合を想定しているのでしょうか。例えば業務上、契約相手の情報を知りたいというときに、そのようなところで情報を得ることができるのかなどの具体的な例があればお示しいただきたいと思いますが、想定され得るケースでお答えいただきたいと思います。

長畑組織犯罪対策課長 公示送達は、中止命令をかけた事項を県民へ知らせるものでありますので、県民の利便性の確保や向上を目的として行われます。

どのような場合かといいますと、先ほど申し上げたとおり、中止命令は条例の中に定められているものでありますが、中止命令が発出されたことが周知されるようにするために、送達することになっておりますので、それらが明らかになるようにするものです。

菅野委員 県民が必要に応じて情報を得ることができることにより、個人や企業、団体等が安心して関わりや取引をできることが担保されるという理解でよろしいのでしょうか。

長畑組織犯罪対策課長 公示送達につきましては、命令を受ける者の住所または居所が不明な場合、本人に送達することができませんので、その際に公表することにより、その本人に不利益が生じないようにするものです。

菅野委員 本人に不利益が生じないようにするとのことですが、その本人というのは、私たちのことなのか、調べられる方のことなのか、より分かりやすい表現で教えていただきたいです。

長畑組織犯罪対策課長 中止命令について少し触れたいと思いますけれども、公示送達を行うものにつきましては、中止命令の対象となった者に対して通知をするものですが、命令を受ける者の住所や居所が明らかではない場合には、命令に係る書面を送達することができませんので、書類送達に代わる送達方法として認められているものであります。

ですので、送達を受ける者が中止命令を受けたことが明らかになるようにするためのものです。

仲村警察本部長 暴力団排除条例は、特定の行為を行った組員や構成員がいた場合に、そのような行為を制限する中止命令の制度があります。当然のことながら、相手方にお知らせをしなくてはなりません。

ただ、相手方がどこにいるのか分からない場合がございまして、その際にお知らせする制度として、これまでは県警の前にある掲示板に書面を掲示していましたが、今回はそれに加えて、県警ホームページにデジタルの情報を載せて、相手方に知らせるということになります。

今までの書面掲示と同様に、相手に命令が届いたということを満たす制度になります。その方法が、法律の規定が変わったことに伴い、今回、条例を見直したという経緯でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第75号** 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑           なし

**主な質疑等   総務部等関係**

**※第69号     山梨県職員旅費条例中改正の件**

質疑

菅野委員       転居費については、山梨県職員旅費条例第17条に記載がありましたが、そちらとの違いをお伺いします。

堀内総務部次長   山梨県職員旅費条例第17条の但し書きとしまして、いずれかのみの旅行では算定が困難と認めるときは、現に運送を行ったそれぞれの算定した額の合計額とするということで改正を行うものであります。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第70号     山梨県県税条例中改正の件**

質疑

菅野委員       条例改正の内容のうち（3）についてお伺いします。  
今、御説明いただきましたが、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とするということで、その災害ハザードエリアについては、地滑り防止区域などと答弁がありました。その地滑り防止区域以外にどのようなところが災害ハザードエリアとなるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

水口税務課長     地滑り防止区域以外には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等になっております。

討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第71号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件**

質疑

菅野委員 条例改正の内容について伺います。

東京23区からの本社機能の移転に伴い付随する設備のことですけれども、(2)のアの事業税のところで、特定業務児童福祉施設が課税免除の対象にならないということだと思いますが、特定業務児童福祉施設とは、会社と同様に位置づけられるということでは、働く人用の託児であったり、子供を見てもらえる施設のことだと思います。このような設備が、今回、課税免除の対象にならないと規定されるのは何か理由がありますか。

水口税務課長 地域再生法におきましては、直接の事業に要する建物等が課税免除の対象となっております。今回、この従業員の保育所につきましては、直接の事業の用ではなく、間接的なものでございますので、地方税法上、そのような取扱いになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

(やまなし地域おこし協力隊サポート事業費について)

久嶋副委員長 課別説明書の総の4ページ、やまなし地域おこし協力隊サポート事業費について何点か伺います。

地域おこし協力隊は、都市部の人材が地域課題の解決に取り組む国の制度として2009年度に創設され、17年を経た現在、本県でも地域の新たな担い手として改めて注目されております。

令和7年度の全国の隊員数は8,196人と過去最多となり、国は令和8年度までに1万人を目標としていると承知をしております。

そこでまず、本県の地域おこし協力隊の現状と、今回の補正予算を計上した経緯を伺います。

小泉市町村振興課長 本県における地域おこし協力隊員数は、令和7年度末で122人と過去最多となり、19市町村において活動しているところでございます。

直近5年間の定着率は75%で全国第9位となっており、地域の新たな担い手として重要な役割を担っております。

一方で、やまなし地域おこし協力隊ネットワークの設立式典や、知事と語る会において、現役隊員の方やOB・OGの方々からは、「支援制度が分かりづらい」「受入れ側との認識に差がある」「市町村の枠を超えた活動の必要性」といった課題が寄せられております。

こうした状況を踏まえ、県が主体となって、隊員が安心して活動できる環境整備を進める必要があると判断し、今回の補正予算を計上したところであります。

久嶋副委員長 とても必要なことだと思います。

次に、やまなし地域おこし協力隊支援パッケージ情報発信事業費について、動画や冊子を作るということですが、具体的な内容をお伺いします。

小泉市町村振興課長 現在、協力隊員の任用から任期終了後までを見据えた一貫した支援パッケージの構築を進めております。

この支援パッケージを、協力隊を志す方にしっかりと届けるため、現役隊員やOB・OGの方に出演してもらい、実際の活動や支援制度を分かりやすく紹介する動画や冊子を作成し、具体的なイメージを持っていただけるよう、広く情報発信してまいります。

久嶋副委員長 では次に、マッチング支援事業費について、県と市町村が合同でイベントに出展することにより、どのような効果が期待できるのかを伺います。

小泉市町村振興課長 協力隊員は、高い志と使命感を持って地域課題の解決に取り組む貴重な人材であります。

人口減少が避けられない現状においては、県が主体的に関わり、市町村と一体となって、新たな担い手となる協力隊員の確保・定着に取り組むことが重要であると考えております。

合同でのイベント出展により、県としての支援体制も丁寧に説明することで、隊員希望者の安心感と信頼感の醸成につながり、本県を活動先として選択していただく契機となるとともに、定着促進にも寄与するものと考えております。

久嶋副委員長 定着促進は本当に心から願っているところです。

では最後に、研究会開催事業費について、その構成員や実施回数などの具体的な内容  
と、研究した成果をどのように生かしていくのか伺います。

小泉市町村振興課長 研究会は、協力隊経験者、現役隊員、外部有識者、市町村職員などで構成しまし  
て、年3回の開催を予定しております。

研究会では、市町村の枠を超えた広域的な活動の在り方や、地域の将来像を見据えた  
キャリア形成などについて議論を深め、本県独自の活動モデルの構築を目指してまいり  
ます。

その成果につきましては、協力隊の確保・定着に資する具体的な施策として整理し、  
持続可能な地域づくりへとつなげてまいります。

久嶋副委員長 県が主体的に支援を強化していくことは、協力隊にとっても、また市町村にとっても、  
大変心強いものであると思っております。

これは着実に取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、ぜひ意気込みをお聞かせ  
ください。

小泉市町村振興課長 県としまして、市町村も含めた様々な関係者の皆様と緊密に連携しながら、協力  
隊員と市町村を丁寧サポートし、人口減少下においても、地域が持続的に発展できる  
よう取り組んでまいります。

(仕事と介護の両立支援庁内窓口設置事業費について)

菅野委員 総の5ページ、管理事務費の仕事と介護の両立支援庁内窓口設置事業費についてお伺  
いします。

県庁内に職員が利用できる相談窓口を設置するというものだと思いますけれども、こ  
ちらについてはどのような方たちが、何人体制で対応するのか、相談窓口をどこに設置  
するのかを伺います。

入倉職場環境マネジメント課長 ワークサポートケアマネジャーにつきましては、一般社団法人日本介  
護支援専門員協会が創設した認定制度による資格であり、介護支援専門員としての資格  
と実務経験を有し、仕事と介護の両立支援に特化した知識を備えた専門職であります。

具体的には、介護制度やサービスの活用に関する助言に加え、就労継続という観点か  
ら個々の状況に応じた支援を行う役割を担うこととなります。

現在、県内各地には16名のワークサポートケアマネジャーがおり、これらの専門職  
員が個別に相談業務に当たることを想定しております。基本的には、委託先にお願いを  
していく予定でございますが、そこを通じて相談体制を整えたいと思っております。具  
体的な体制等、詳細については今後詰めていく予定であります。

菅野委員 相談窓口を設置するということでしたので、庁舎内のどこかに窓口が設置されるとい  
う物理的なことを想定していましたが、今の答弁からするとそうではないということ  
でしょうか。県の介護支援専門員協会の方たちに対応していただくということなので、窓

口を物理的に設置するというのではなく、そちらの協会に対応していただくという意味合いでの窓口設置であるという理解でよろしいのでしょうか。

入倉職場環境マネジメント課長 委託の方法としましては、今のところ、県の介護支援専門員協会を通じまして、その専門職員の方々と接触をするという流れを想定しております。具体的な相談のフローではありますが、職員本人が予約を取り、電話やウェブミーティングなどの形式により、個別に面談や相談ができる仕組みを予定しております。県庁内に物理的な専門の窓口を設置するわけではございません。

ただ、当該事業の対象者につきましては、近い将来に家族の介護が発生する可能性がある職員や、既に介護に対する不安や悩みを抱えている職員等を想定しているため、幅広く利用できる仕組みとしておりますけれども、ウェブミーティング等の形式でありますので、個人情報を守られる中でしっかりと対応できる体制を、今後検討していきたいと思っております。

菅野委員 職員本人がそれぞれで予約を取り、相談を行い、さらにその先では専門家に必要に応じてつないでいただくという流れであることを理解しましたが、そうは言っても、働きやすい職場づくりの一環で、このような対応をするということであると思いますので、具体的な相談内容までは踏み込まないとしても、どの職場のどのような方が相談をしているかを、県庁内や職場内でどの程度、報告や共有がされる想定なのかという点について、情報の管理という観点からお伺いしたいと思います。

入倉職場環境マネジメント課長 委員がおっしゃられたとおり、情報の管理が非常に重要だと思っております。やはり一遍通りではなく、かなり踏み込んだ形の聞き取りになると思いますので、各家庭の状況など個別の状況が入りますので、個人情報などを大変含むことになります。原則としては、個人から相談をいただいた内容は、ダイレクトに職場に共有されることはございません。

しかしながら、急に介護になる可能性がある職員から、例えば次の人事異動の面接のときに「介護が中心となるため、もう少し自宅に近い職場にしたい」というニーズなどが出てくると思います。それにつきましては、職場との連携が必要になってくると思いますので、相談者本人が希望する場合に限り、必要な範囲を限定した上で、情報共有をさせていただくことを考えております。

菅野委員 働きやすい職場づくりという観点から、個人のいろいろな悩みや抱えている問題が公にならないけれども解消され、働き続けられることが最も重要であり、理想的だと思います。その辺を十分配慮されるということなので、ぜひその点はしっかり進めていただき、必要な方が利用しやすい職場の環境づくりも進めていただきたいと思います。

(インド友好交流推進事業費について)

では続けて、議の2ページをお願いします。議会費のところの、インド友好交流推進事業費について伺います。

こちらについては、午前中の新価値創造推進局の審査の中でも、関係する内容について質疑がありましたが、議会事務局の費用の対象としては、議員が対象であると思います。3,000万円という費用について、どのような体制でインドに行くことを想定されているのか、また、1人当たりの単価はいくらを想定しているのかお伺いします。

丸山議会事務局次長 日程につきましては、8月18日から23日の予定となっております。

予算上は、飛行機の便等の関係もございますので、前泊も含めて5泊7日分で計上しております。

議員は、議長を含めまして17名、事務局は4名の体制でございます。この人数につきましては、6月4日の各派代表者会議で了承いただいたものでございまして、それに基づいて予算を計上させていただいております。

1人当たりの金額でございますが、今回、委託料として計上しているものになりますけれども、総人数で割って約140万円でございます。

菅野委員 確認ですけれども、総人数で割った額が1人当たり140万円というのは、議員と事務局を含めて21人の単価が140万円という理解でよろしいですか。

午前中の質疑の中で発言がありましたが、これまでも議員が海外に行ったことはあったけれども、過去は6、7人ぐらいが多かったということで、最高でも10人ぐらいだったのではないかという発言もあり、そのような意味からすると、17人というのは人数としては大変多いと思いますが、今回は17人という過去にないほどの人数の議員が参加をするということに当たり、この訪問団に議員が大勢加わるということの意味合いについて教えてください。

丸山議会事務局次長 委員のおっしゃるとおり、これまで海外友好訪問や研修等も含めて様々ございますが、これまでの例では議員11名が最大人数でした。

今回の訪問先であるインドにつきましては、これまで著しい経済発展を遂げてきており、今後も安定的な成長が見込まれる経済大国でありますので、その活力を本県に取り込んでいきたいということは、午前中の審査の中で説明があったかと思います。

県議会としては初めてのインド訪問でございます。両国の信頼関係の構築を図るためには、山梨県として相手国への敬意や誠意を示す必要があります。また、インドという国が、人と人とのつながりを大切にするというお国柄であるということも伺っております。

そのような観点から、議会としても参加可能な範囲、最大限ということで、議員を派遣するための予算を今回計上させていただいております。

菅野委員 今回のインド行きに当たり、飛行機やホテルはどのようなグレードを利用するのか伺います。

丸山議会事務局次長 今回、予算で計上させていただいている飛行機等でございますが、過去に海外に

行っているものと同等となりまして、議員についてはビジネス、事務局長についてもビジネスクラス、局員についてはエコノミーとしております。

また、宿泊先のホテルにつきましては、議員の費用弁償等として準用しております国の旅費規程がありますので、そちらの規程を当てているということでございます。

インドについては、都市によって金額が異なりますが、デリーにつきましては1泊5万4,000円程度、ラクナウにつきましては約4万3,000円、局員についてはそれより安い単価ということになります。

## 討論

菅野委員 今のインド友好交流推進事業費について、賛成はできないと思いましたので発言をいたします。

議員の参加がこれまでは過去最高が11人と確認をしましたが、今回は17人と過去最高になるわけですが、県議会の約半数の議員が参加をする理由としては、インドという相手国に敬意を示すため、人数も最大限多くなったということだったと思います。

しかし、その理由は理解し難いと思うのと、午前中の審査のときにも申し上げましたが、やはりこれだけの金額をかけて、これだけの大人数で、物価高騰で皆さんが大変な思いをしている中で、議員が県の費用を使って行くということが、果たして受け入れられるのかは疑問が残るところです。ですので、このような事業には賛成できません。

卯月委員 私は、第75号議案、令和8年度山梨県一般会計補正予算について、原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

本予算案には、地域の主体的な取組を支えるための事業や、県職員の働きやすい職場環境づくりを推進するための事業などが盛り込まれております。

地域おこし協力隊は、地域の主体的な取組の担い手として期待されておりますけれども、隊員が活動しやすい環境整備を進め、隊員の安定的な確保を行っていくことは、意欲ある人材を外部から地域に取り込み、地域の活性化につなげていくために重要な取組であると考えます。

また、県職員の仕事と介護の両立を支援する取組については、介護離職ゼロ社会の実現に向けて県が率先して取り組み、行動する姿勢を示す点において、大変意義のある事業であると考えます。

さらに、本予算には、インド訪問団への議員派遣に係る経費が計上されております。今回の訪問は、県議会として県執行部や経済界、関係機関と一体となってインドを訪問し、経済、観光、人材交流など幅広い分野における交流を深め、本県の将来につなげる関係を築く重要な機会であります。

ただし、多額の公費を伴う議員派遣である以上、参加する議員一人一人がその責任を十分に自覚して、県民の皆様の負託に応えられるよう、本県の発展につながる実りある訪問とするとともに、その成果を県政に生かしていくことが重要であることを申し添え

ます。

以上の理由から、私は本予算案に賛成するものであります。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※承第2号 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する  
自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例中改正の件**

質疑

なし

討論

菅野委員

自動車税の環境性能割については、車を選ぶ際に、より環境に優しい車を選んでもらうための動機づけとして導入されたものと承知をしています。

それを今回廃止するということですが、これについては、自動車の脱炭素化を遅らせることにつながりかねず、CO<sub>2</sub>の削減や地球温暖化対策にも逆行することになりかねないと思います。

以上のことから、承認することはできません。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり承認すべきものと決定した。

**※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて**

意見

菅野委員

私は、この請願を採択すべきという立場で発言をいたします。

消費税は毎日の買物に直接関わるものであって、今、この物価高騰が長引く中では大きな負担となっていることは、国民にとって周知の事実であり、実感だと思います。そして、中小企業や小規模事業者、自営業の皆さんの経営を守るためにも、この消費税減税は今や待ったなしだと思います。

また、フリーランスや自営業などの方を苦しめているインボイスの廃止も急務です。

今、国会がまだ行われていますけれども、国会での論議を後押しするという意味でも、この請願を提出することが、今、必要だと思います。

以上のことから、請願を採択すべきと考えます。

久嶋副委員長

私は、継続審査とすべきという立場から意見を申し上げます。

まず、消費税率の引下げについてです。

確かに買物をしていて影響があるのは、よく実感として分かります。しかし、現在、国においては、物価高対策として、飲食料品に係る消費税率を時限的に引き下げる検討が進められており、従来のゼロ税率案に加え、実務対応や迅速な実施の観点から税率を1%とする案が検討されております。

これは、給付付税額控除の導入までの暫定的措置と位置づけられており、具体的な制度設計や開始時期等については、依然として検討段階にあります。こうした状況を踏まえ、国における議論の経過を慎重に見極める必要があると考えます。

次に、インボイス制度についてです。

制度開始以来、国において事業者への影響を踏まえた対応が段階的に進められており、令和8年度税制改正では、控除割合の調整や経過措置の延長など、事業者の負担軽減を図る措置が講じられております。制度が定着しつつある現状に鑑みますと、現時点で制度の全面的廃止を求めることは慎重であるべきと考えます。

以上を勘案しますと、請願事項はいずれも国の制度設計や政策判断に大きく依存しており、現時点で結論を示すことは適切ではないと考えます。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論           なし

採決           採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑           なし

その他       ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。  
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。  
・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を8月26日から28日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。

以 上

総務委員長 石原 政信